

平成26年10月31日  
学校法人監事研修会

# 私学行政の現状・動向と課題 (監事制度の概要を含め)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 私学行政の現状・動向と課題

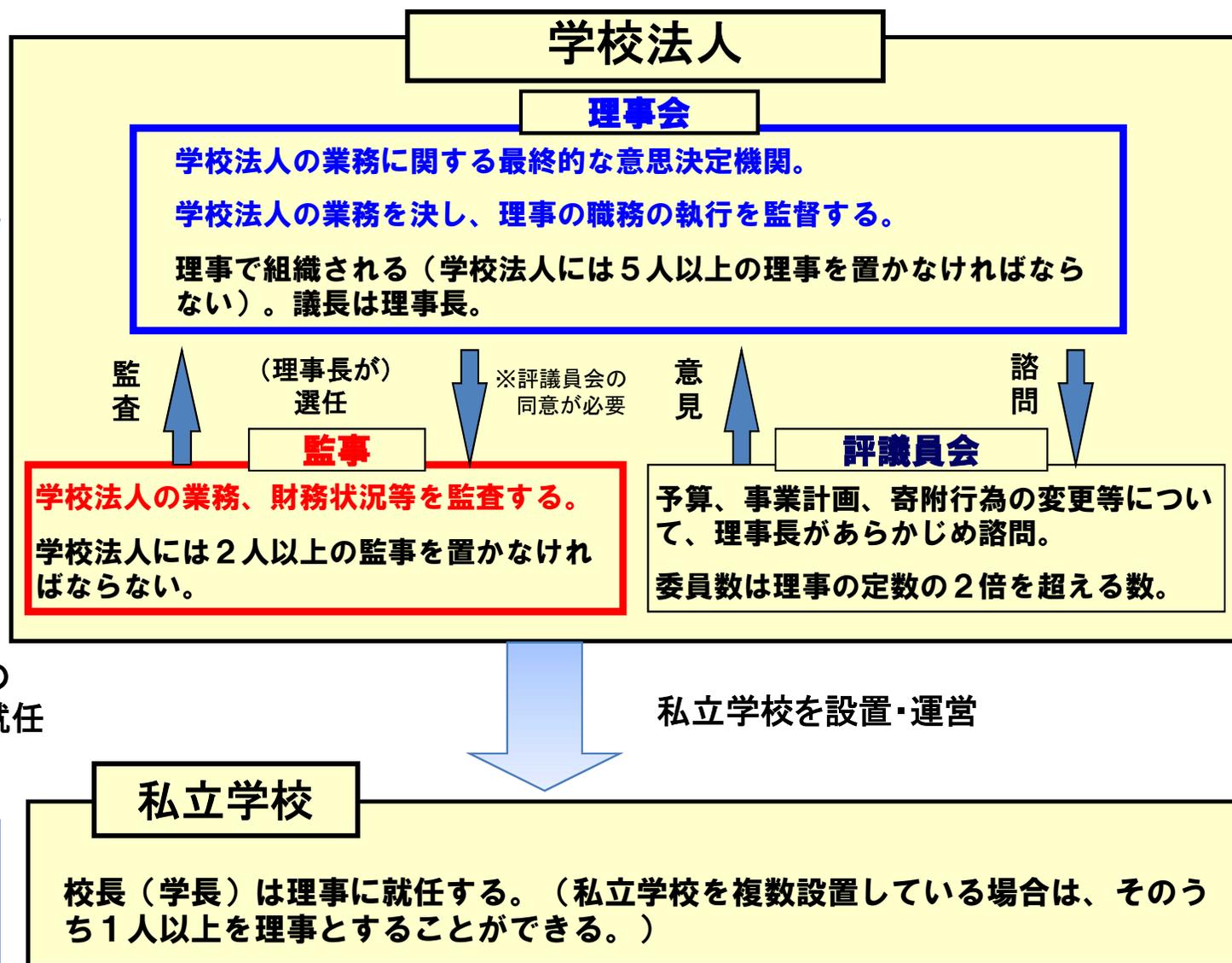
1. 私立大学・学校を取り巻く現状
2. 大学改革を巡る議論
3. 私学関係予算(平成26年度、27年度(概算要求))
4. 私学運営・学校法人運営の適正化について
5. 学校法人制度・監事制度と、監事に求められる役割



## 5. 学校法人制度・監事制度と、監事に求められる役割

# 学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



- 【理事会】**  
学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関  
理事の職務の執行を監督  
私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**  
学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**  
予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見  
(理事長があらかじめ諮問)

# 監事制度について①

## 【監事の任命】

○評議員会の同意を得て、理事長が任命。外部監事を含めなければならない。

## 【監事の職務】

○監事は「学校法人の業務」及び「学校法人の財産の状況」について監査する。

○監事の監査は、学校法人の運営全般が対象となる。

- ・その設置する学校の業務についてもその対象となる。
- ・限定された経営面のみならず、教学的側面を有する内容についても対象となる。

## （役員を選任）

### 第三十八条

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

## （役員の職務）

### 第三十七条

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

## 監事制度について②

### 【監事の任命】

○評議員会の同意を得て、理事長が任命。外部監事を含めなければならない。

### 【監事の職務】

○監事は「学校法人の業務」及び「学校法人の財産の状況」について監査する。

○監事の監査は、学校法人の運営全般が対象となる。

- ・その設置する学校の業務についてもその対象となる。
- ・限定された経営面のみならず、教学的側面を有する内容についても対象となる。

### ○私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(抄)

(平成16年7月23日文部科学事務次官通知)

「監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。」

### ○学校法人制度の改善方策について(抄)

(平成15年10月10日学校法人制度改善検討小委員会)

「監査の対象は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。」

監査の内容としては、予算決算や中長期計画の策定(学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等)に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適正性の観点だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。」

○「財産の状況の監査」とは、

- ・ 法人の帳簿、書類を閲覧し・調査し、現金、有価証券、債券、不動産等の資産や負債についてその状況を調査することを指し、理事等に対し財産の状況について報告を求めることも可能

○「理事の業務執行の監査」とは、

- ・ 理事の内部的事務執行、対外的事務執行のすべてに及ぶものであり、定期的監査のほか、臨時的に行う監査も可能

※ 学部学科の新增設等や、教育研究分野の重点分野の決定、学生募集計画等の教  
学的側面に対する意見の表明、

※ 予算・決算、中長期計画の策定に対する意見陳述

※ 外部指摘事項に対する改善状況や、事業計画の達成状況の確認

※ 適正性の観点のほか、法人運営上の妥当性に関する指摘

○ 毎年度の監査報告書の作成等に係る監査など、(年度の)定期的な監査のほか、

○ 学校法人・学校の運営・経営状況について、

・ 定期的・経常的に報告を受けるなど、通常からの業務把握や、

・ 業務報告をもとに、年間の監査計画の策定と、これに基づく計画的・経常的な業務監査などが期待される。

# 監事に期待される役割について

## 1. 監事による監査報告書について

私立学校法の改正により作成・公開が義務づけられた監査報告書については、特段様式等は示していないが、行った監査の内容とその結果についての記述は最低限含めた上で、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とすることが望まれる。

## 2. 評議員会への出席について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、学校法人の重要事項について諮問を受ける機関である評議員会についても出席することが望まれる。

## 3. 理事会・評議員会での積極的な意見表明について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、理事会・評議員会において、経営面に限らず教学面も含めた学校法人の運営全般について積極的な意見表明を行うことが期待されている。

## 4. 会計監査との連携について

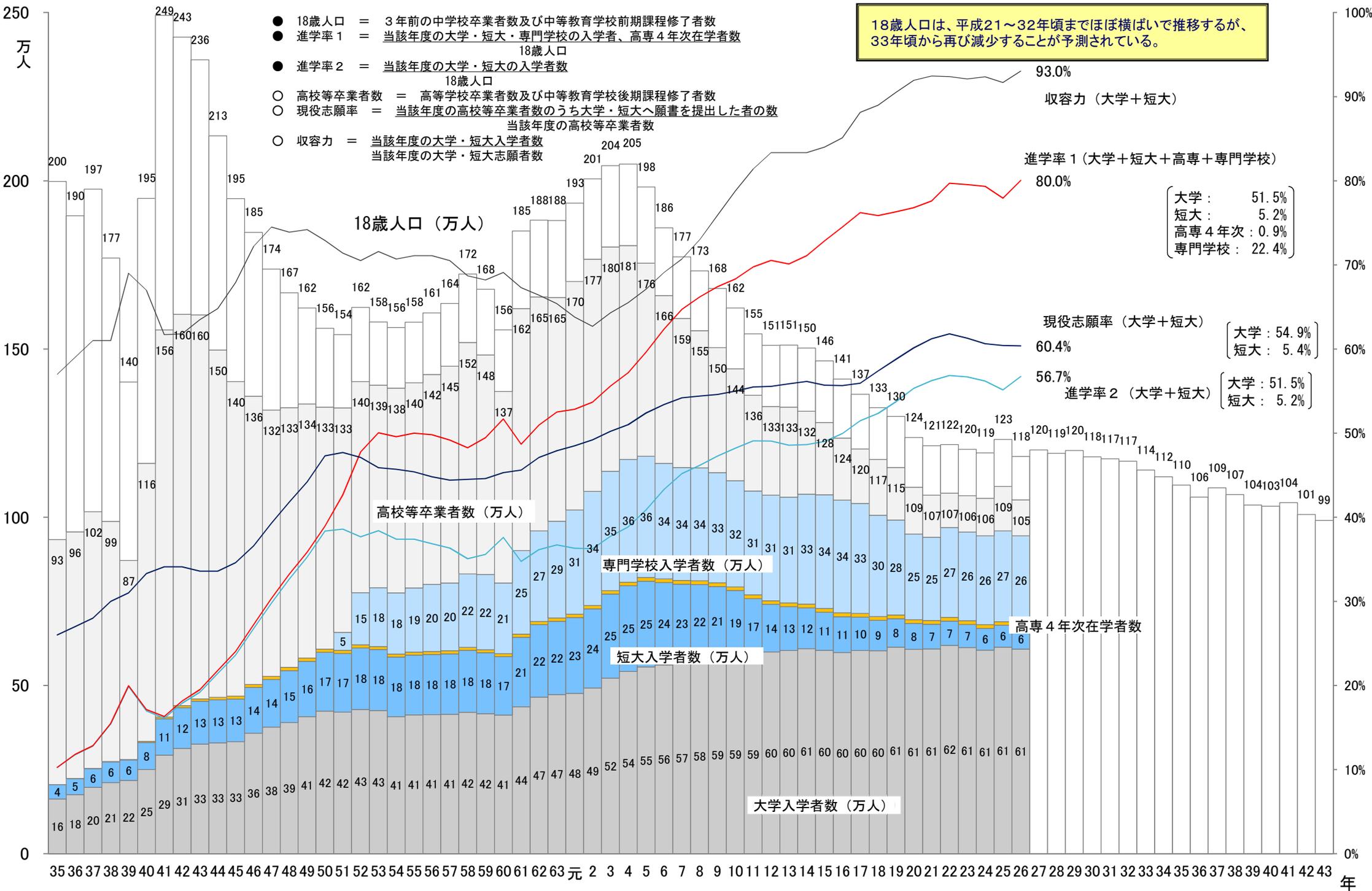
監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させる観点から、私立学校振興助成法に基づき公認会計士が行う会計監査との連携を図ることが重要。例えば、監事は必要に応じ公認会計士が行う会計監査に立ち会うようにする等の取り組みを、各学校法人において推進することが期待される。

## 5. 監査体制の充実について

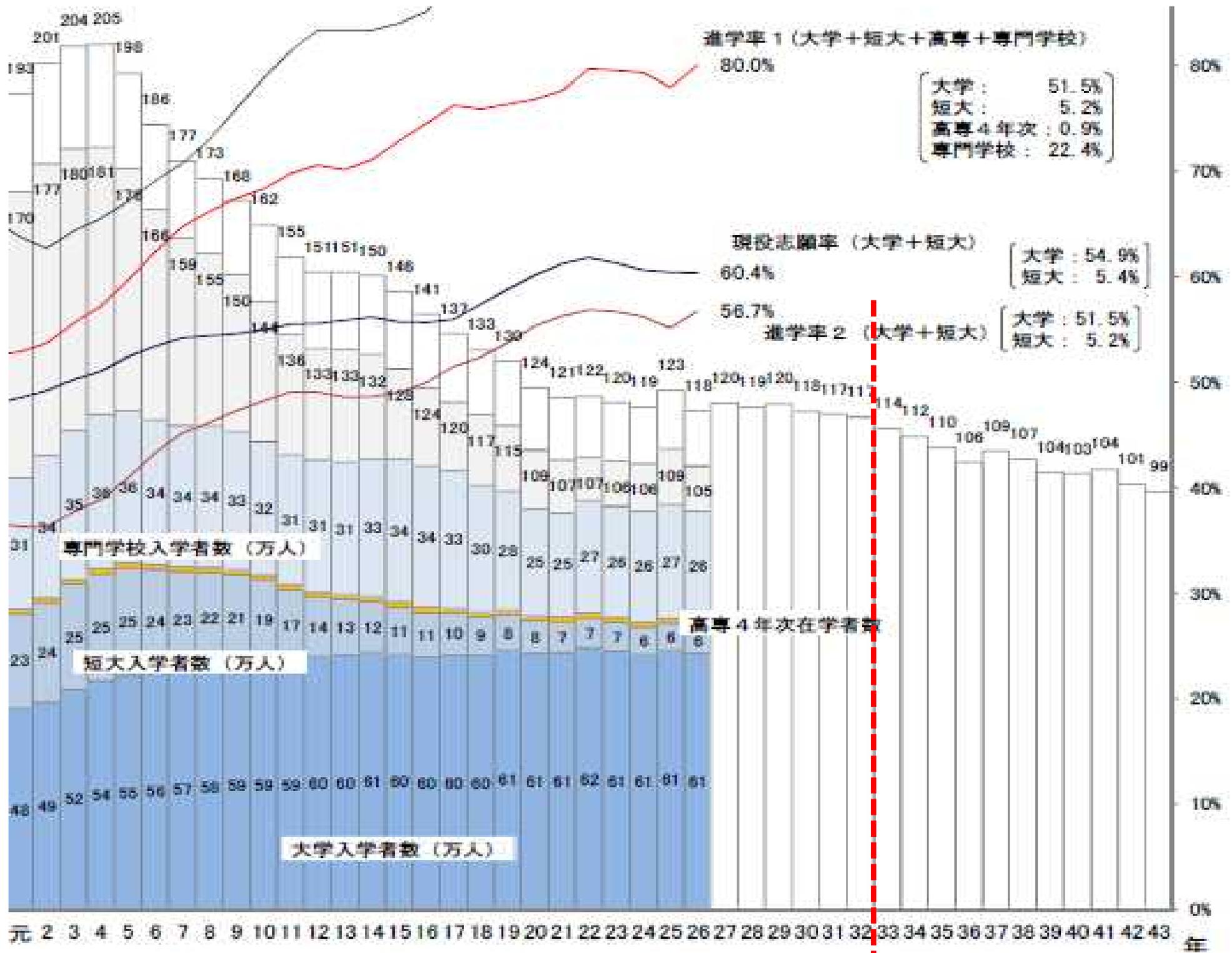
各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監査の常勤化を進めることや、理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取り組みが期待される。

## 1. 私立大学・学校を取り巻く現状

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



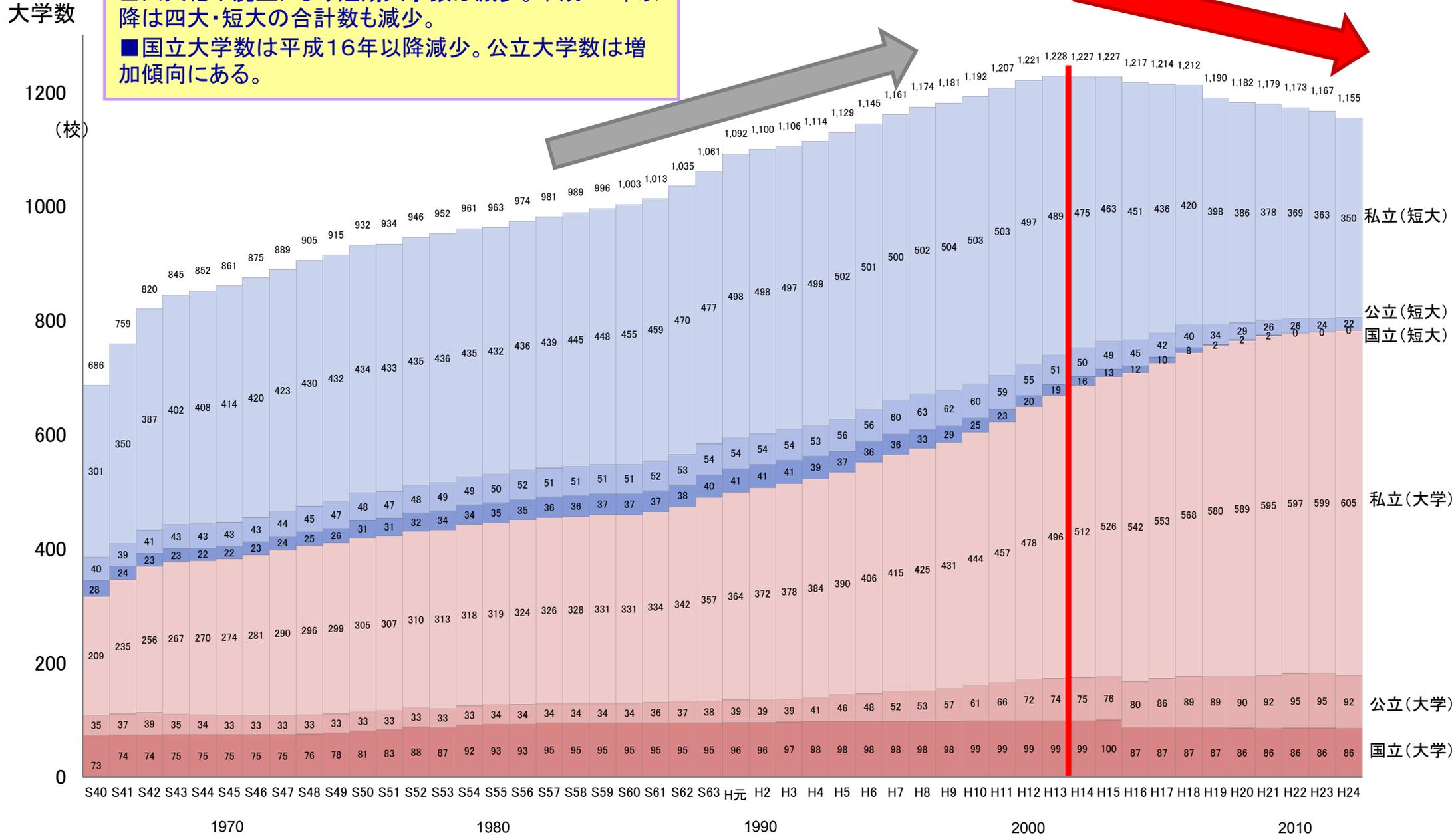
出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成26年度は速報値)、平成39年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成



# 近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成24年度)

## 【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。

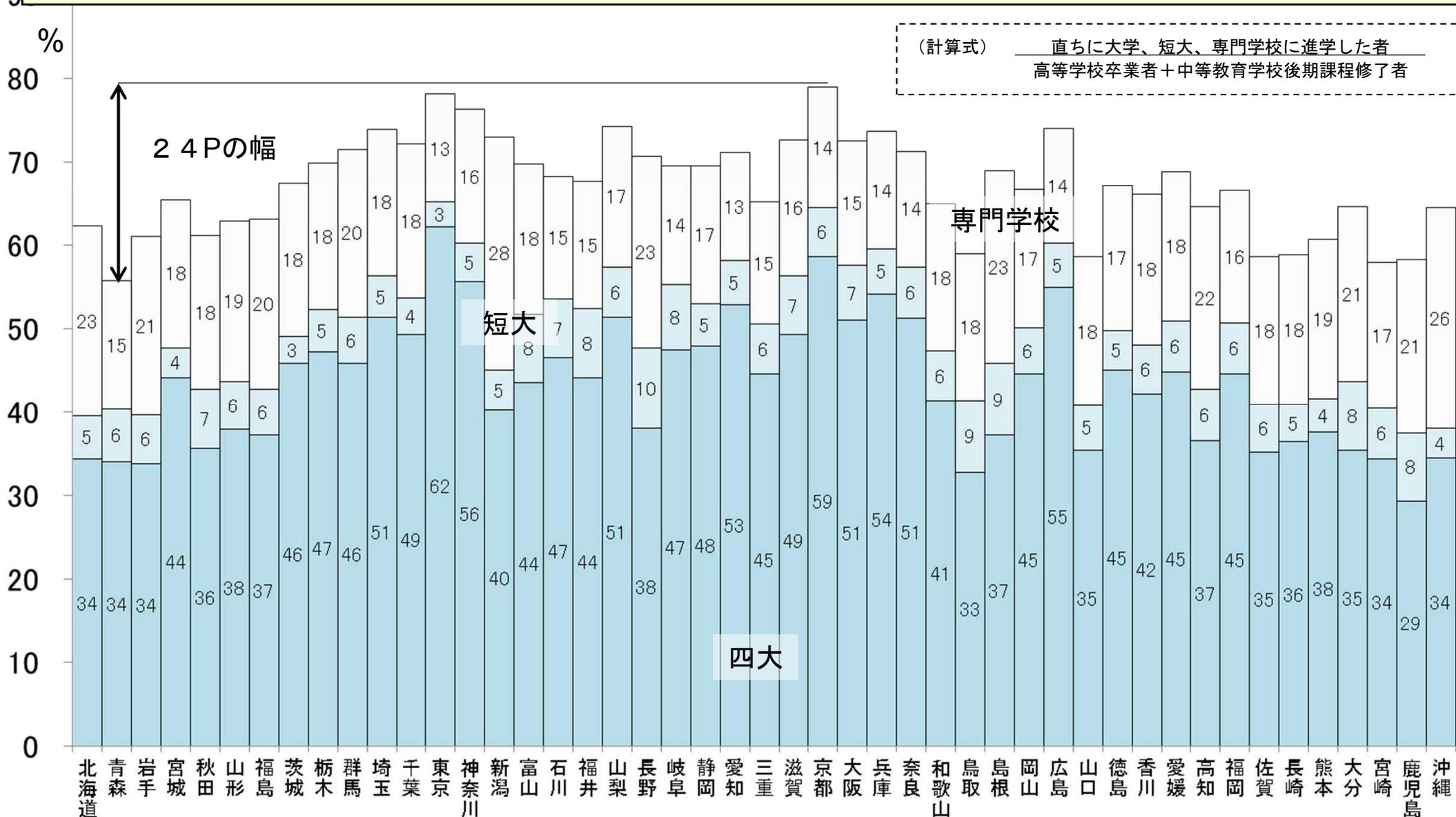


※学生募集停止の学校も含む。  
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

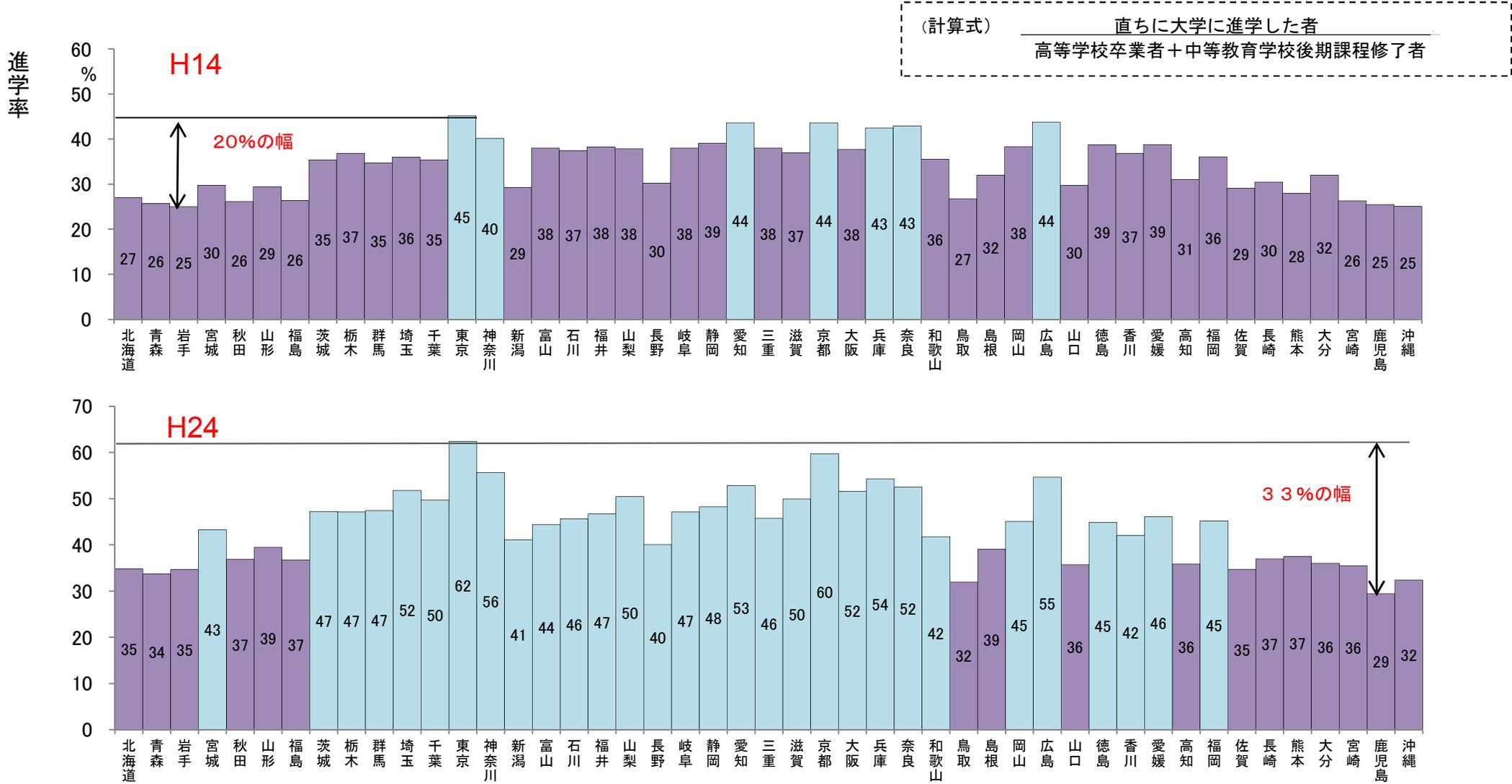
# 都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)

- 平成25年度の都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校を含む)をみると、京都(79%),東京(78%)で高く、青森(55%),宮崎(57%)で低い。京都と青森では24ポイントの幅。
- 大学進学率の都道府県差は、この10年で拡大(H14年度20ポイント→H25年度33ポイント)。



# ○都道府県別高校新卒者の大学進学率

都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差)は、10年間で10P以上拡大している(20%→33%)。

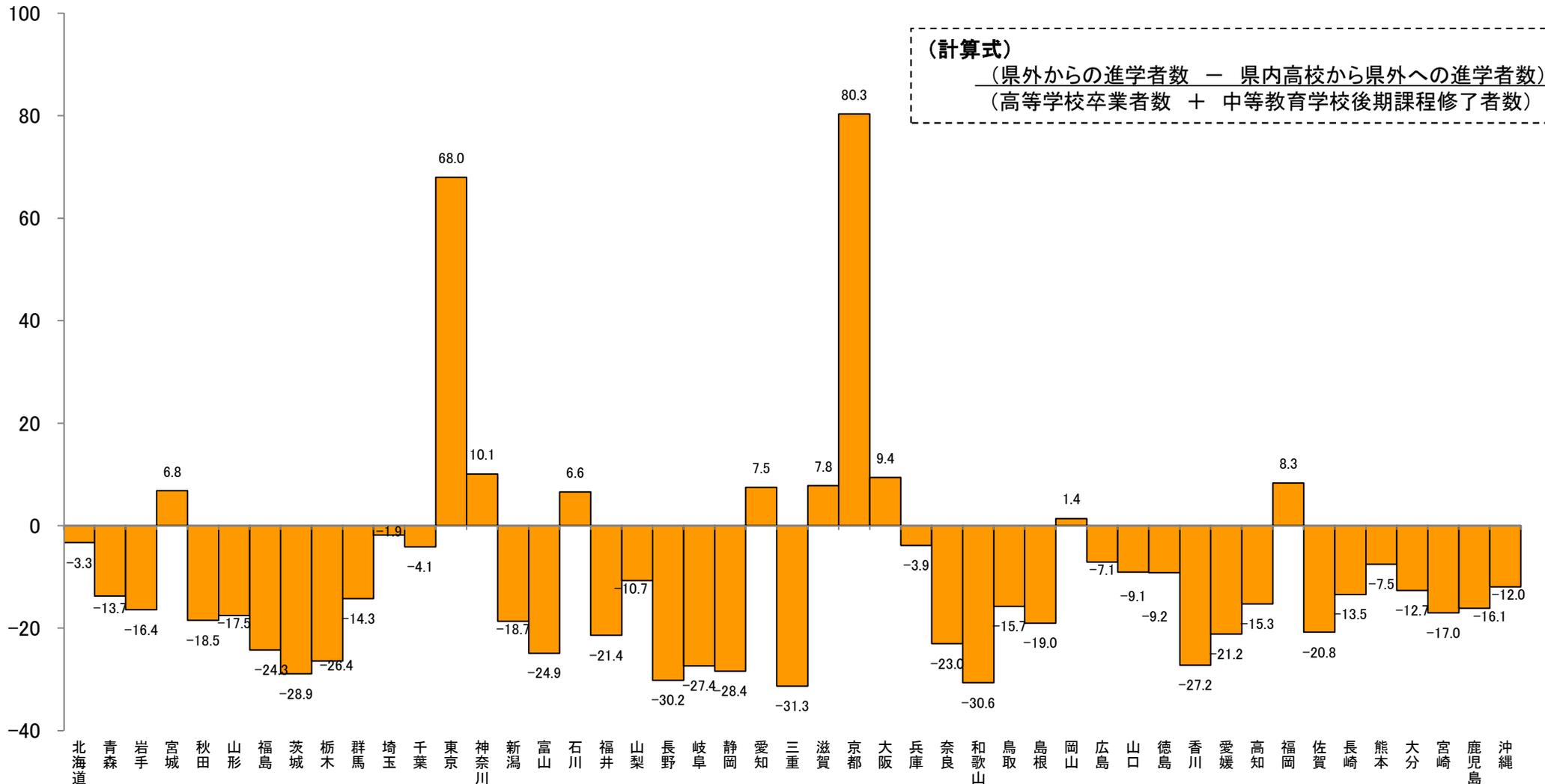


出典: 文部科学省「学校基本調査(平成24年度版)」

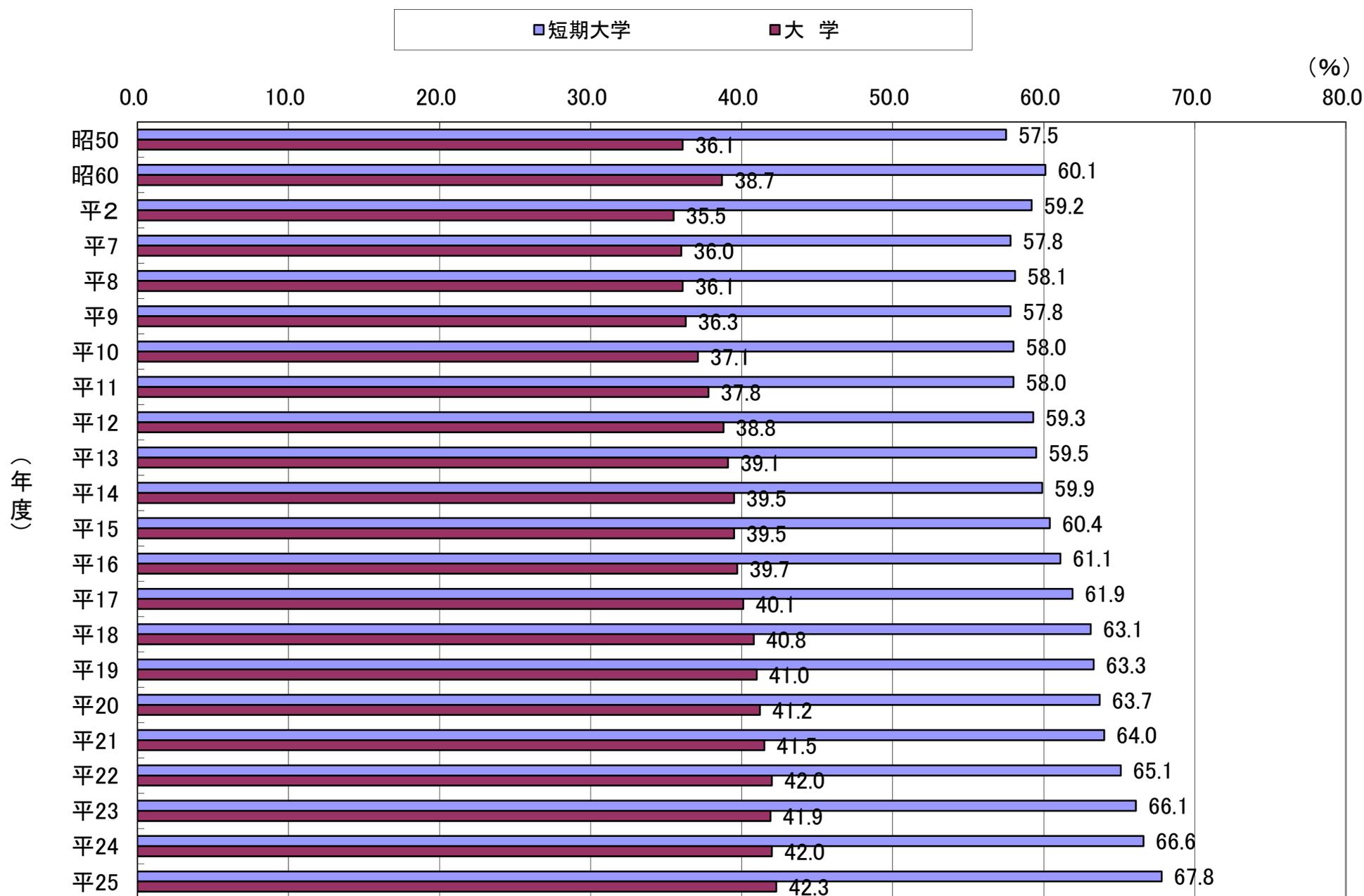
# ○大学進学時の都道府県別流入・流出率

37の道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出している。

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の  
流入者(「+」は流出者)の割合



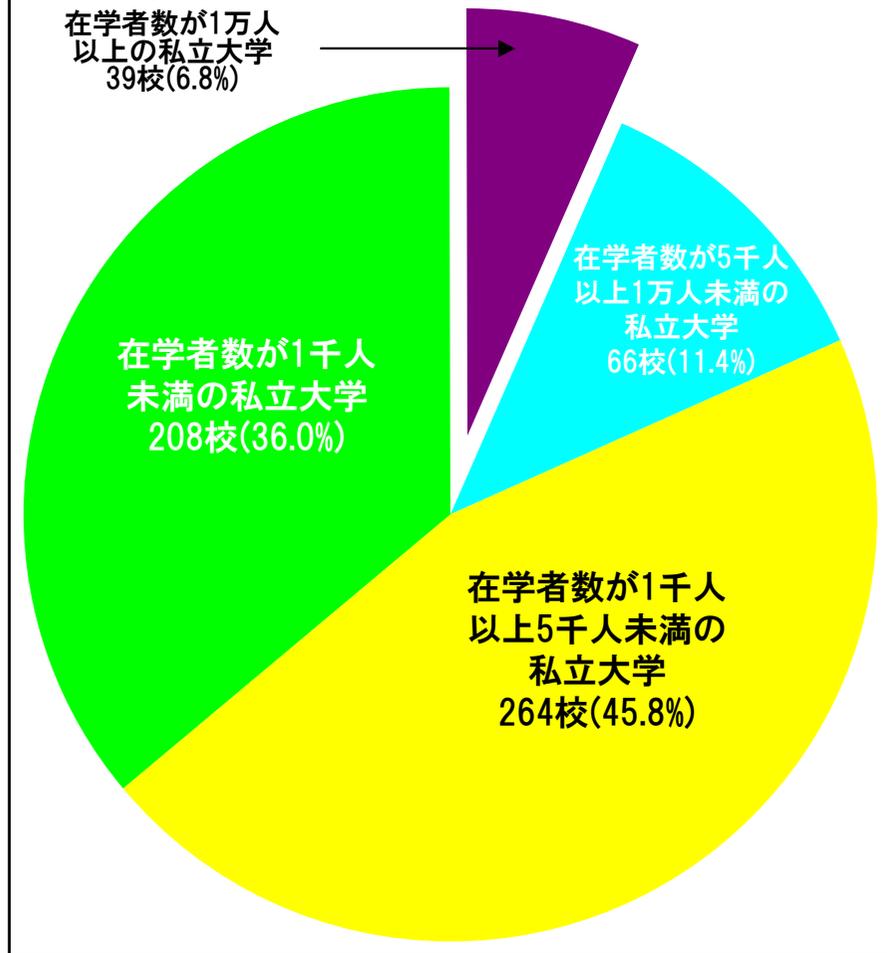
# 短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



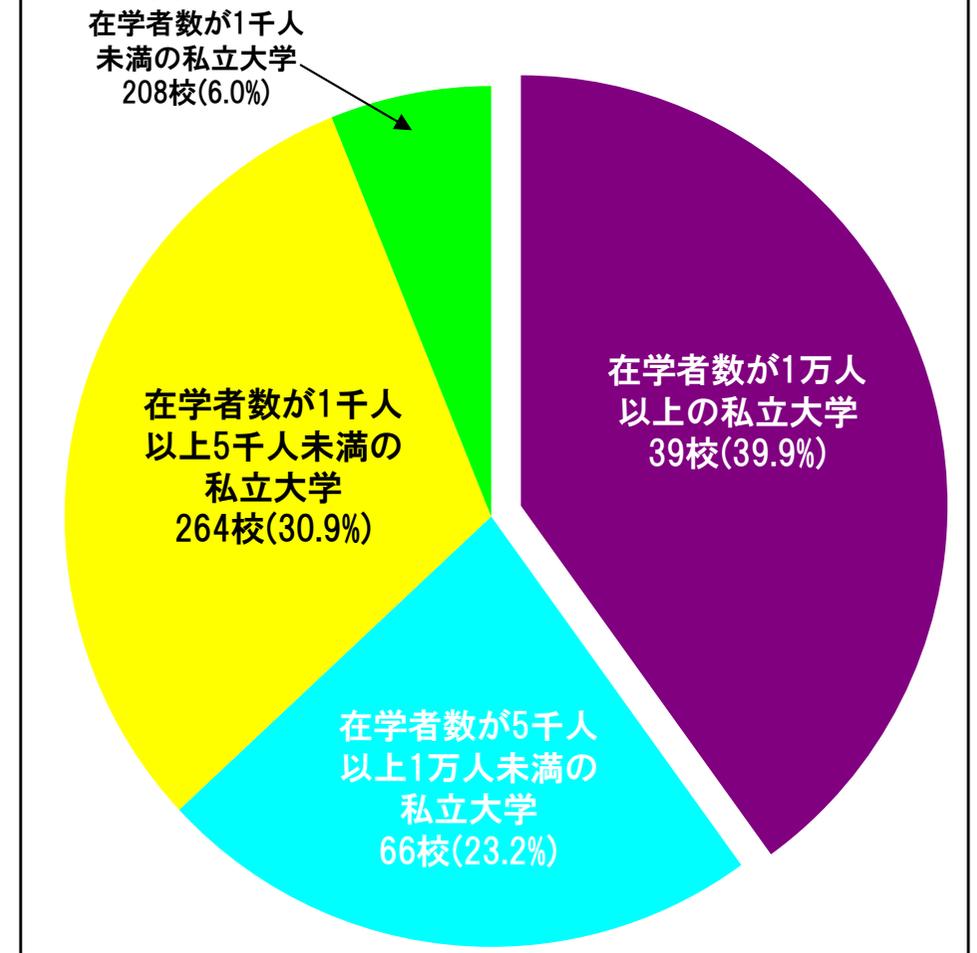
# 私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率の推移（平成24年5月現在）

在学者数が1万人以上の私立大学（39校）は、学校数では全体の約7%であるが、在学者数では全体の約40%を占めている。

## 私立大学の学校数（577校）



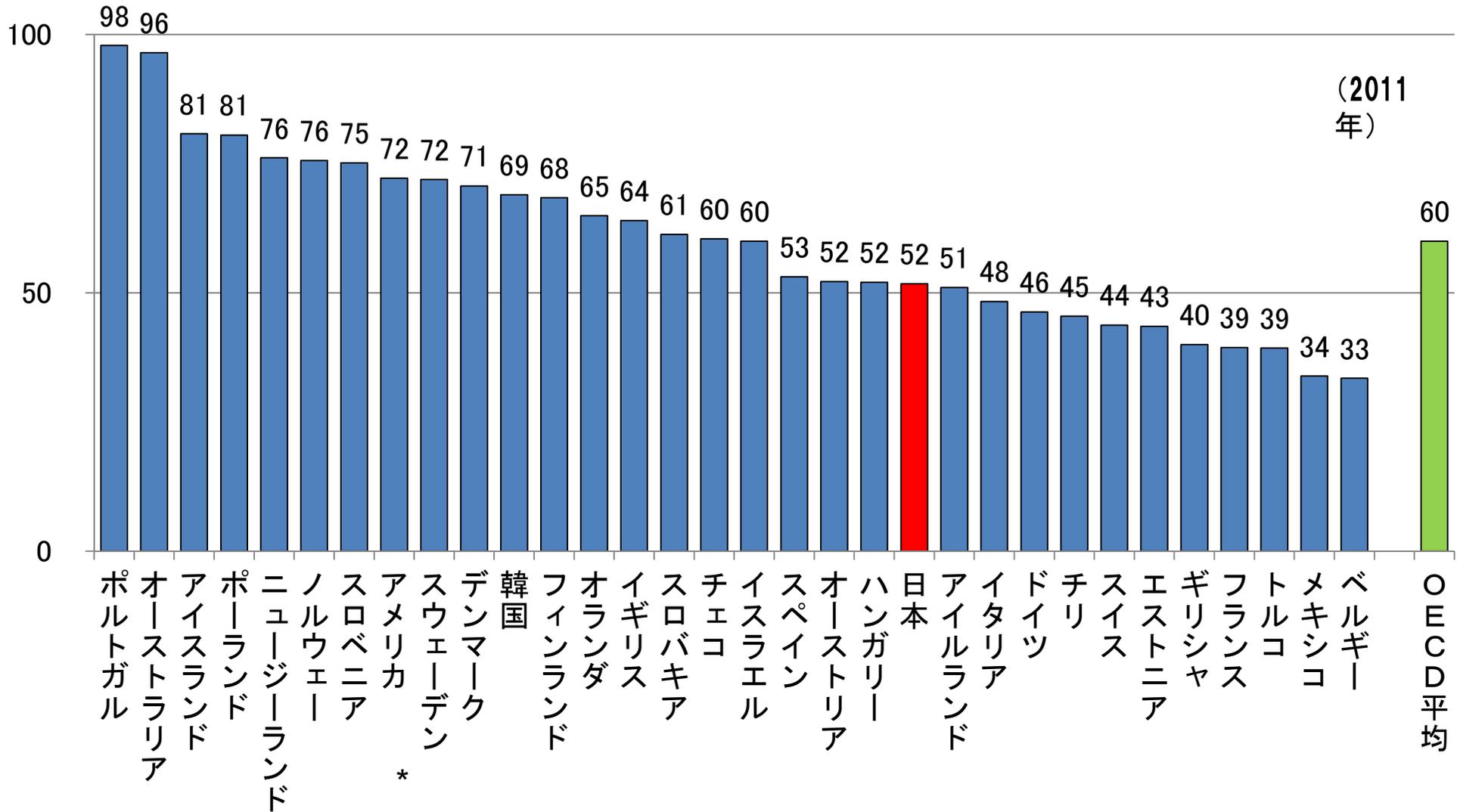
## 私立大学の在学者数（1,984,483人）



※ 日本私立学校振興・共済事業団のデータにより文部科学省が集計。  
※ 学生募集停止中の大学、大学院のみを設置する大学及び通信制課程のみを設置する大学は含まない。

# 世界の高等教育機関の大学進学率と学生数①

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



※このデータには、定義上留学生の入学者が含まれている  
※アメリカのみ、2年制の機関が含まれた値

出典:OECD「Education at a Glance 2013」

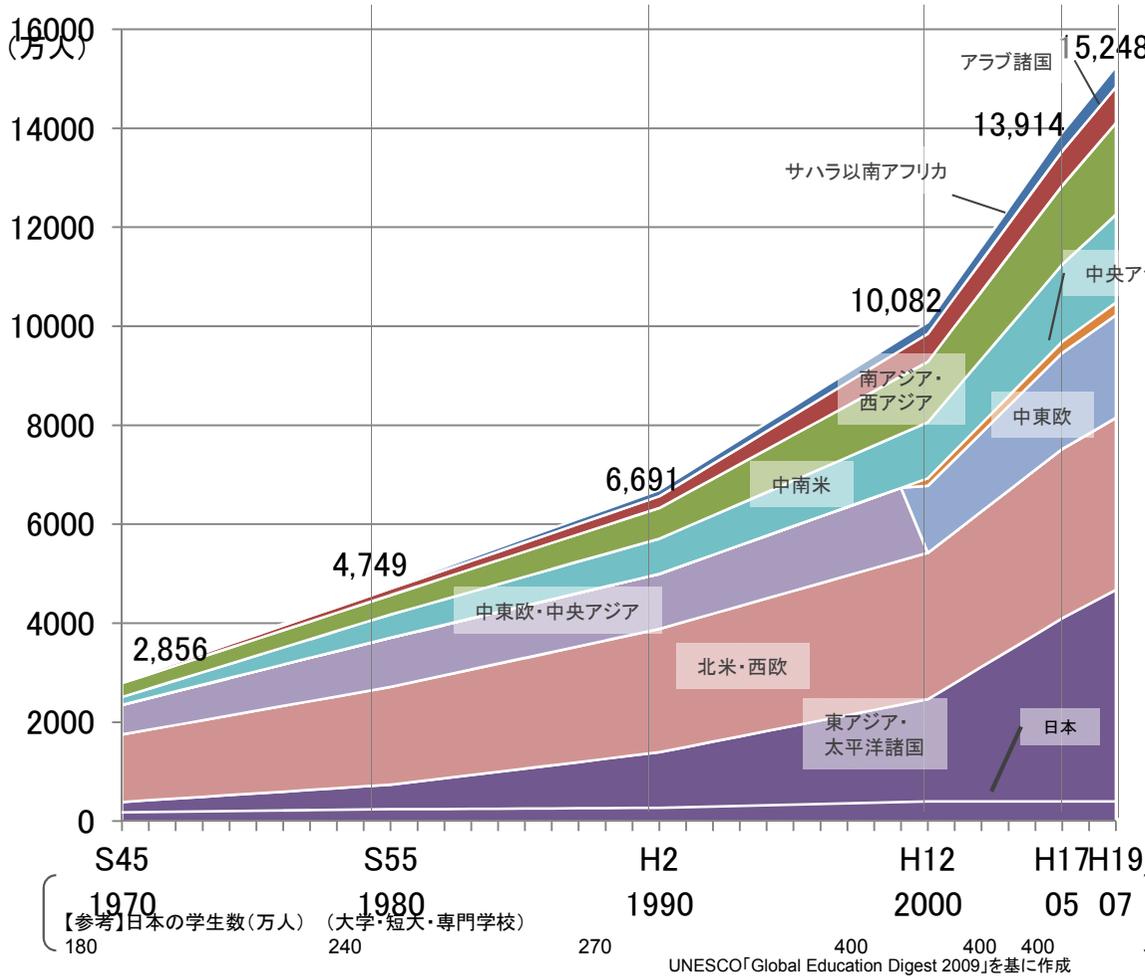
# 世界の高等教育機関の大学進学率と学生数②

## 課題と目指すべき方向性

世界的に知識基盤社会を迎える中で、**国の発展の基盤として高等教育を重視**することが**世界的潮流**。  
 ⇒我が国が世界に伍して発展していくためには、**「大学力」を国力そのものとして重視**することが不可欠。

世界の学生数は約10年間で倍増。  
 (1995年：8,387万人※→2007年：15,248万人)

※ UNESCO「Global Education Digest 2009」における平成2年と平成12年の学生数に基づく推計値。



先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。

### 米国

○オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。

### 欧州

○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

### 中国

教育事業の第12次5カ年計画(2011~2015年)  
 ○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。  
 ○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

### 韓国

○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。  
 ○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。

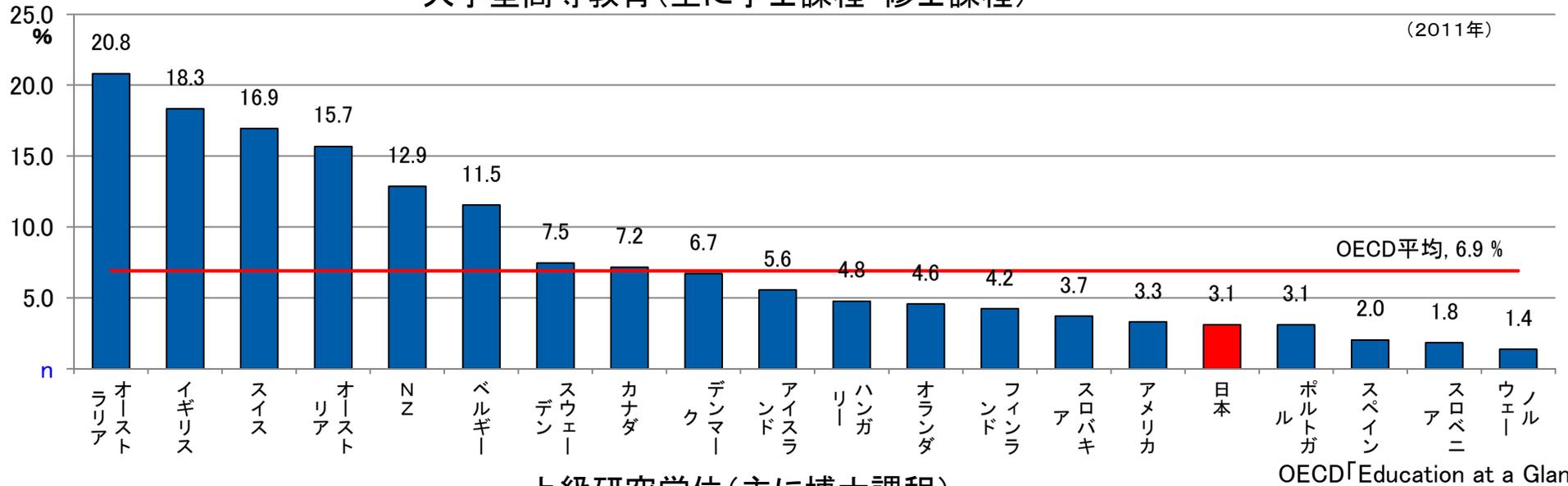
### ASEAN

○シンガポール：「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%(2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。  
 ○マレーシア：第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。  
 ○タイ：第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

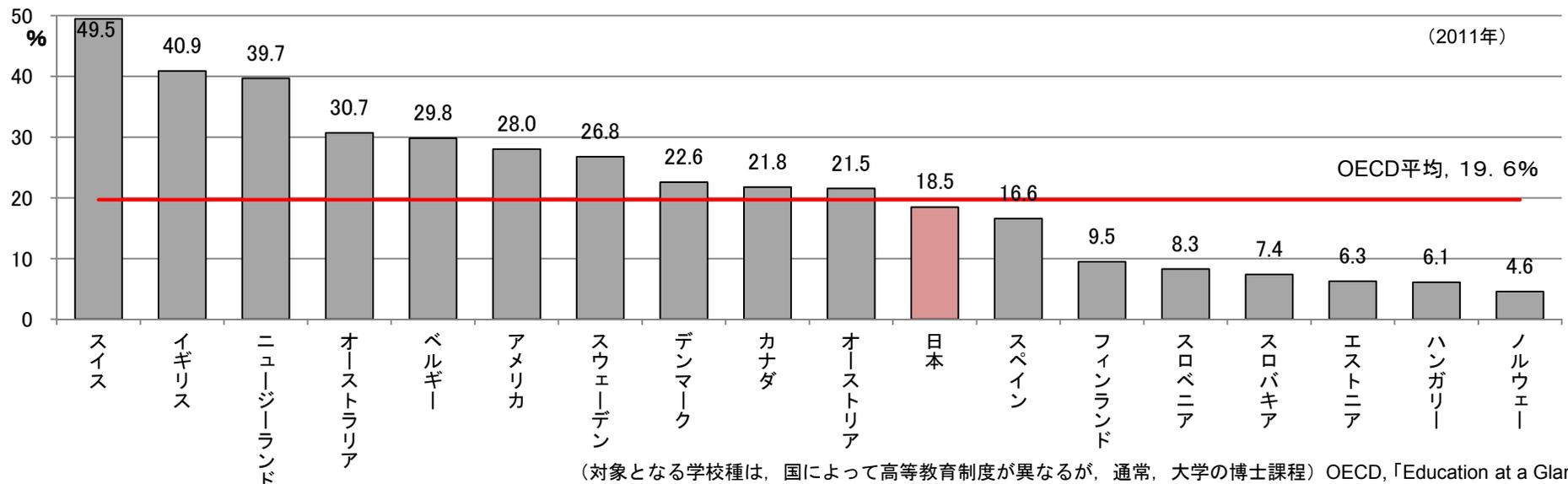
# 各国の学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程において、留学生が占める割合は、OECD平均は6.9%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%、アメリカの28.0%等に比較して少ない。

## 大学型高等教育(主に学士課程・修士課程)

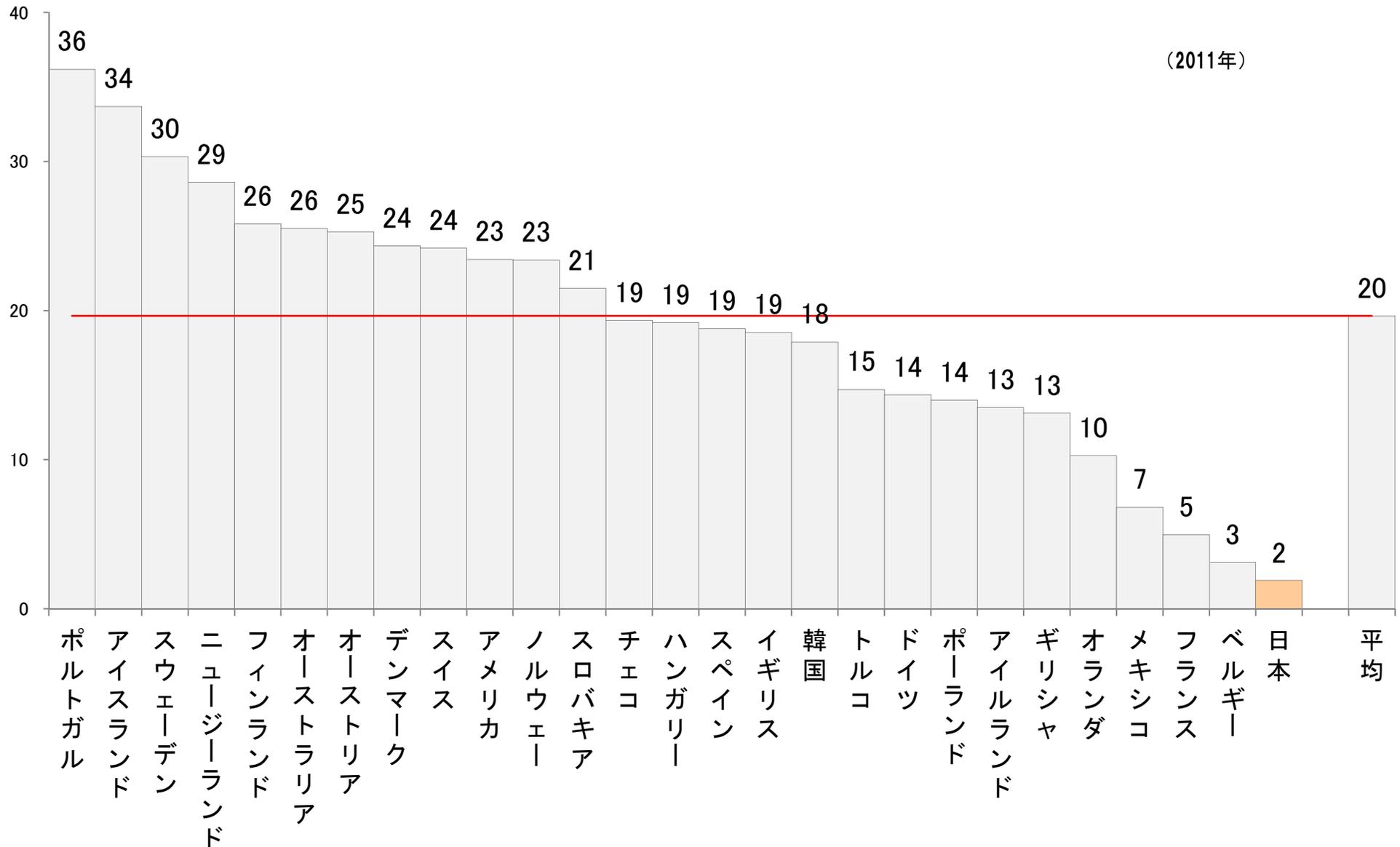


## 上級研究学位(主に博士課程)



# 25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典：OECD Stat Extracts（2011）。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

## 我が国における私学の現状と、私立学校の経営状況(2014年(帰属収支は2011))

- 私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動により、学校教育の発展に大きく貢献。
- 幼稚園で約8割(130.4万人(82.3%))、高等学校で約3割(103万人(31.0%))、大学・短期大学で約7割(223.9万人(74.4%))の学生・生徒等が私立学校に在学。
- 今後、少子化の進行に伴い、個々の学校においては、定員の充足が困難となるなど経営環境が一層厳しさを増すものと予想。

### 【大学・短大合計】

- 昨年度と比較すると18歳人口が減少(4.1%)しており、入学者数が減少(53万6,000人( $\Delta 1.7$ ))、入学定員充足率も減少102.1%(昨年比 $\Delta 1.7P$ )。

### 【大学】

- 入学定員充足率100%未満の大学が40.3%に増加(+5.5)。入学定員の80%以上を充足している大学が約8割(78.9%)で横ばい。
- 帰属収支差額は私立大学全体ではプラスであるものの、帰属収支差額がマイナスの大学が全体の42.2%(昨年比+3.0)。

### 【短大】

- 入学定員充足率100%未満の短大の割合は64.7%(昨年比+3.6)に減少。
- 帰属収支差額がマイナスの短大が、全体の54.7%(昨年比 $\Delta 3.1$ )。

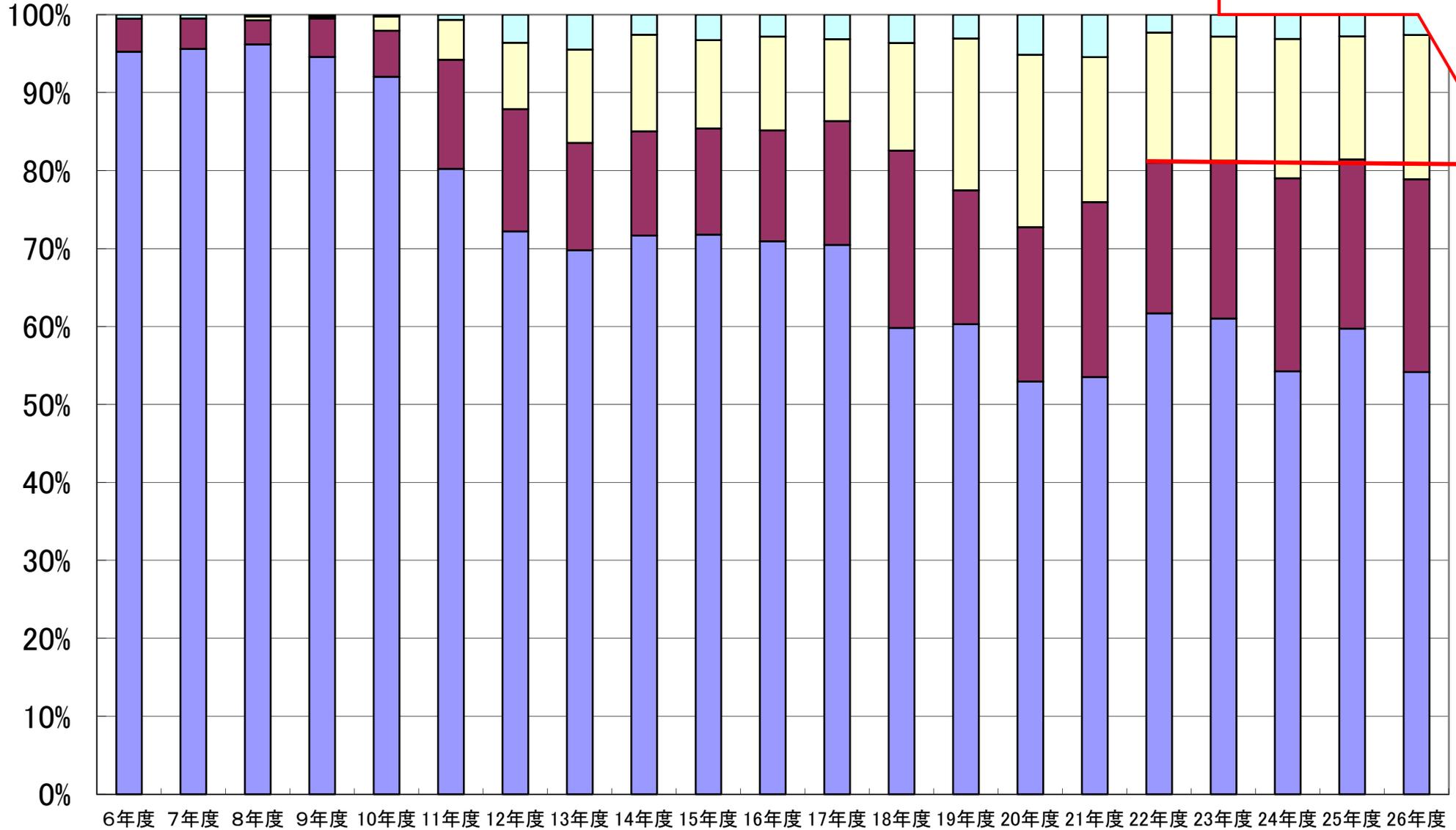
### 【高等学校】(入学定員とも2012)

- 入学定員充足率100%未満の学校が、71.7%(昨年比 $\Delta 2.8$ )に減少。
- 帰属収支差額がマイナスの学校が、47.4%(昨年比+0.9%)。

# 私立大学の入学定員充足状況

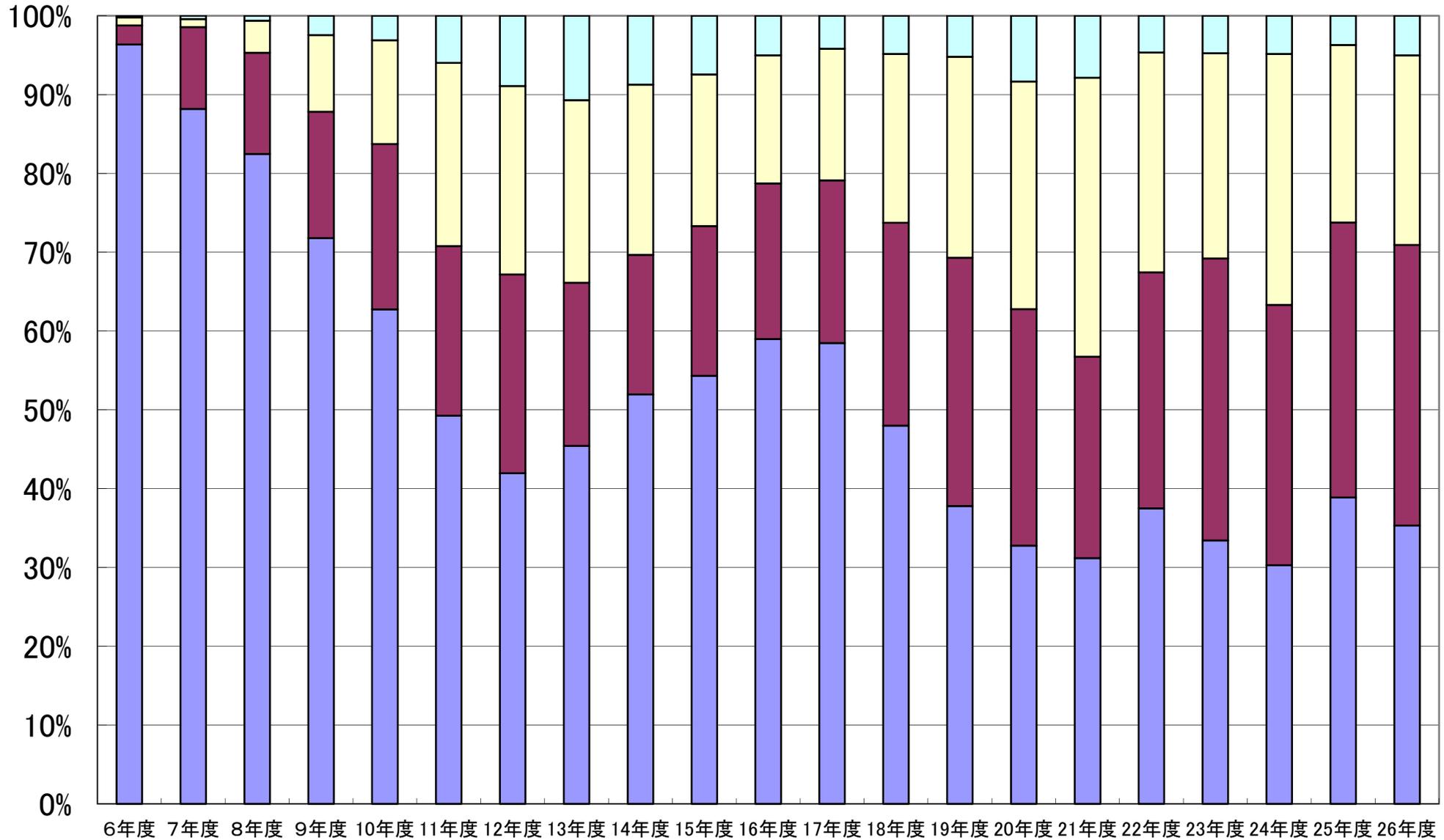
■ 100%以上の学校数   
 ■ 80%~100%の学校数   
 ■ 50%~80%の学校数   
 ■ 50%未満の学校数

※80%以上充足している学校の割合はほぼ変わらない

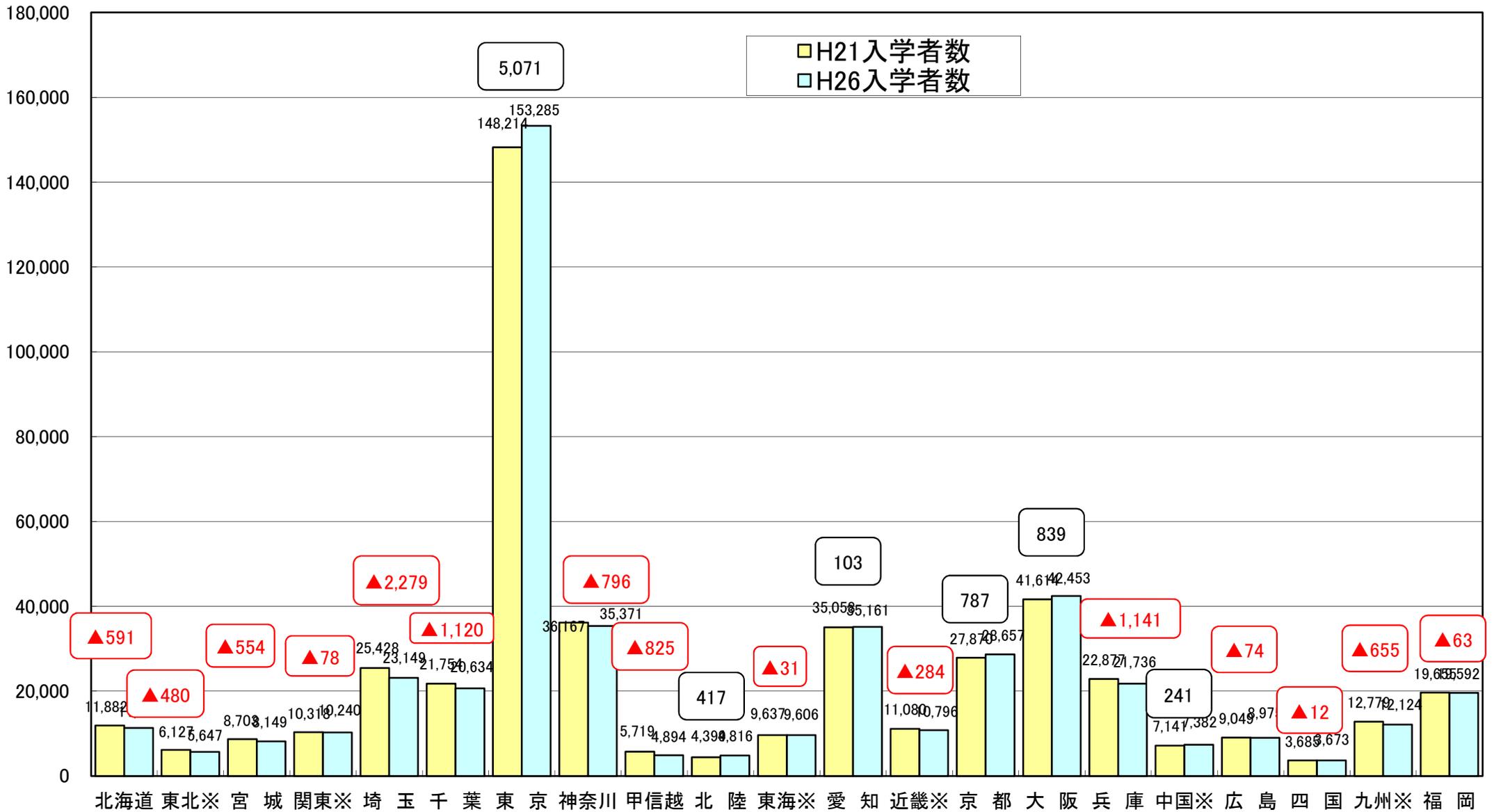


# 私立短期大学の入学定員充足状況

■ 100%以上の学校数 ■ 80%~100%の学校数 □ 50%~80%の学校数 □ 50%未満の学校数

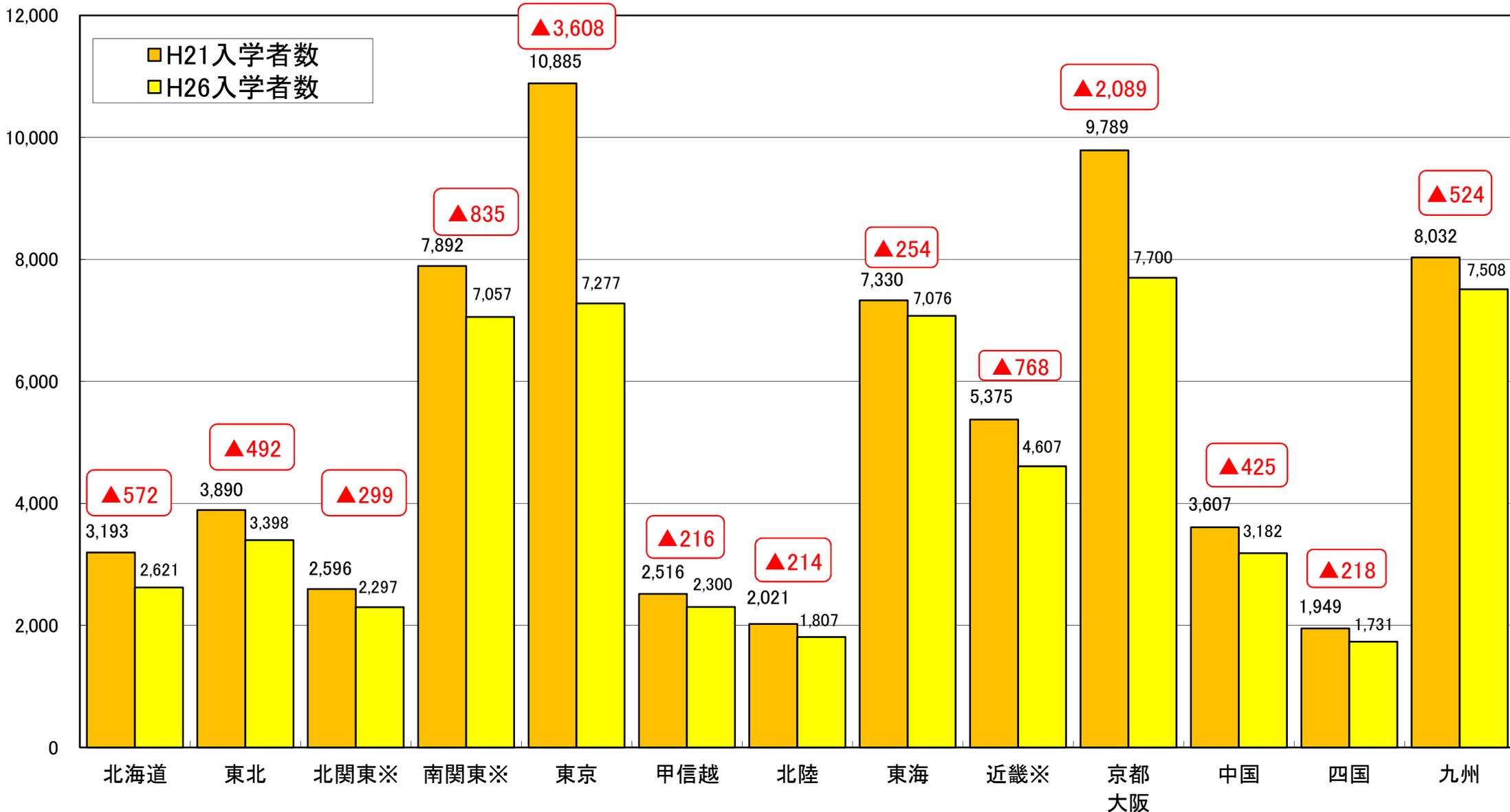


# 地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



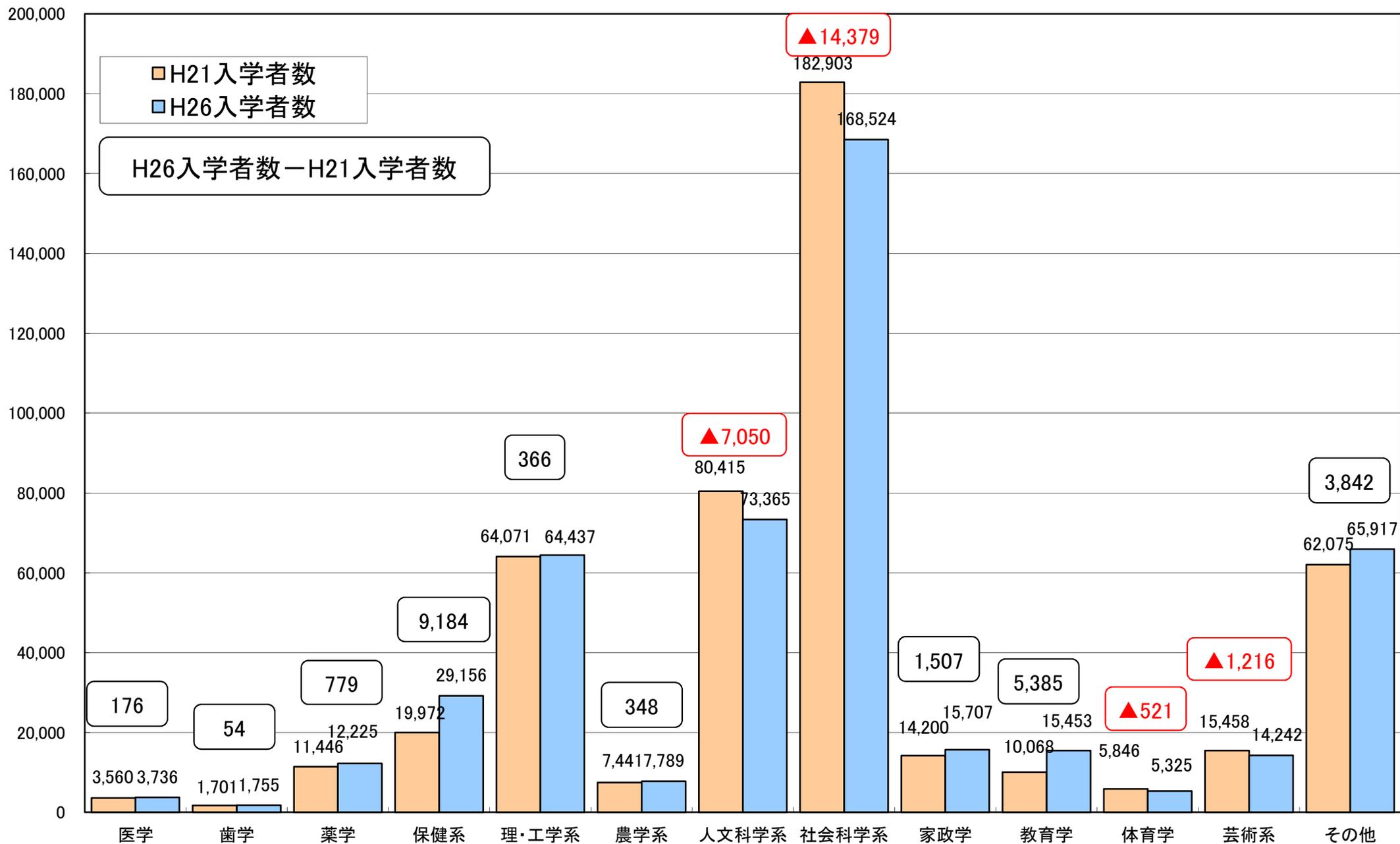
※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

# 地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)

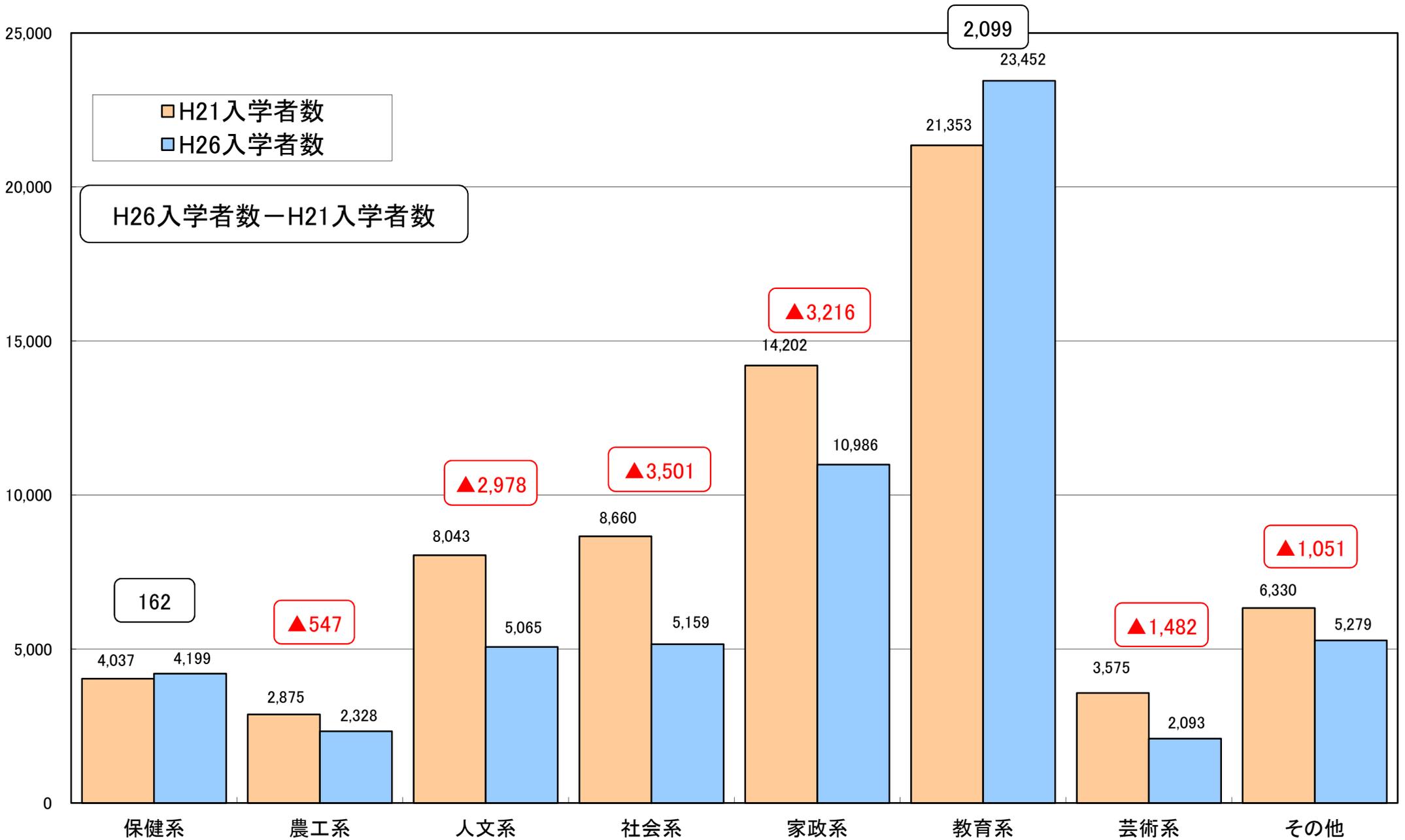


※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

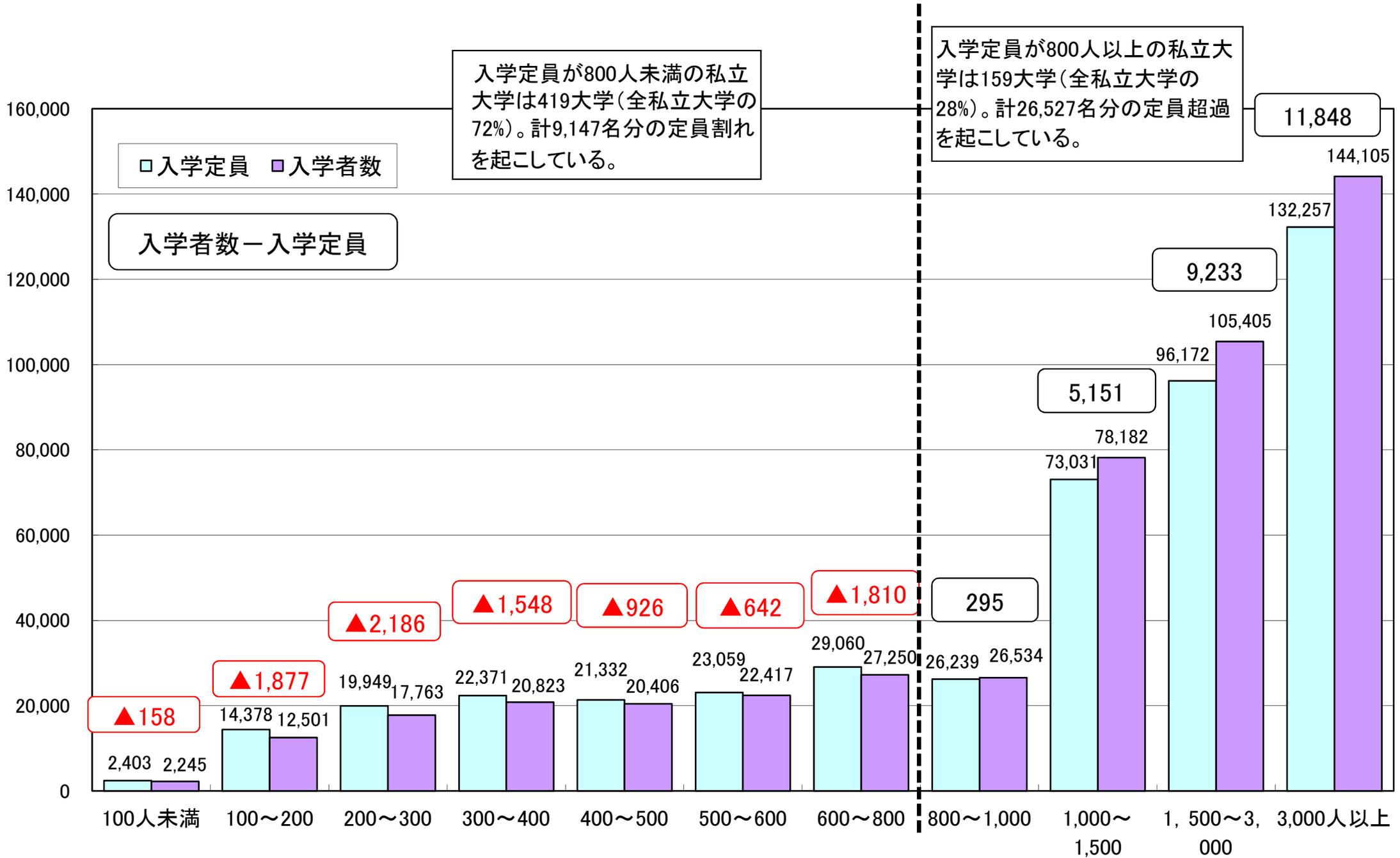
# 学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



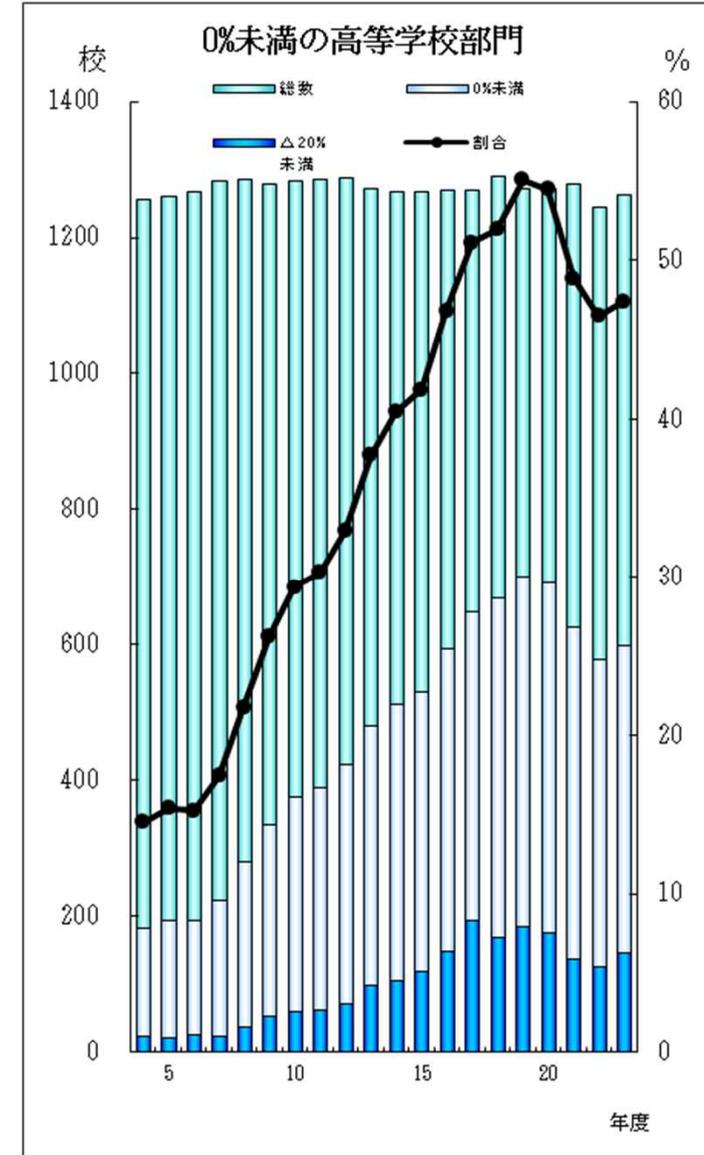
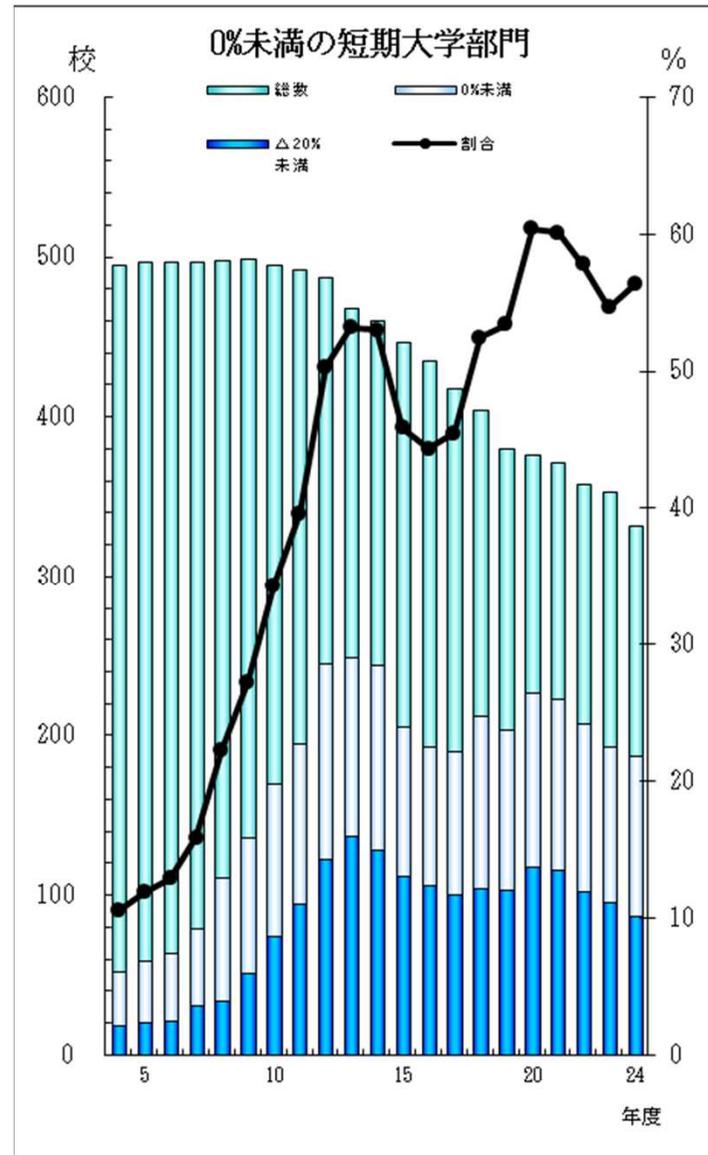
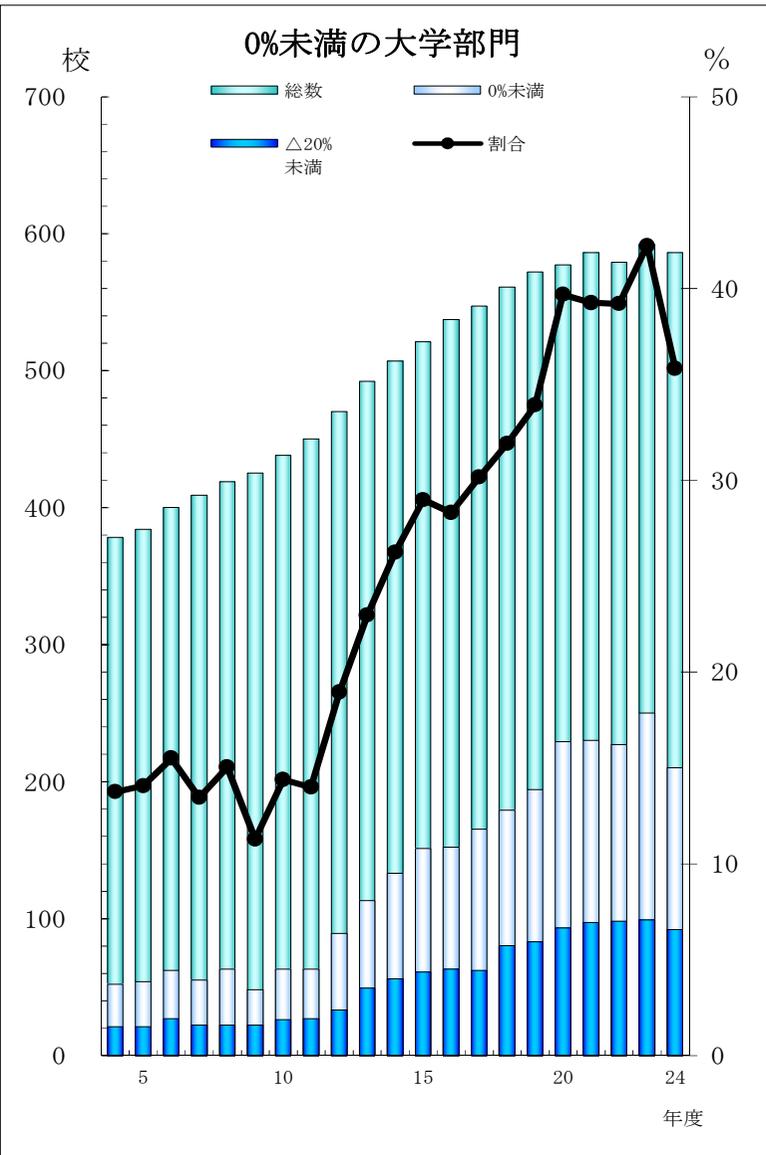
# 学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



# 規模別の入学定員、入学者数等(平成25年度、私立大学)

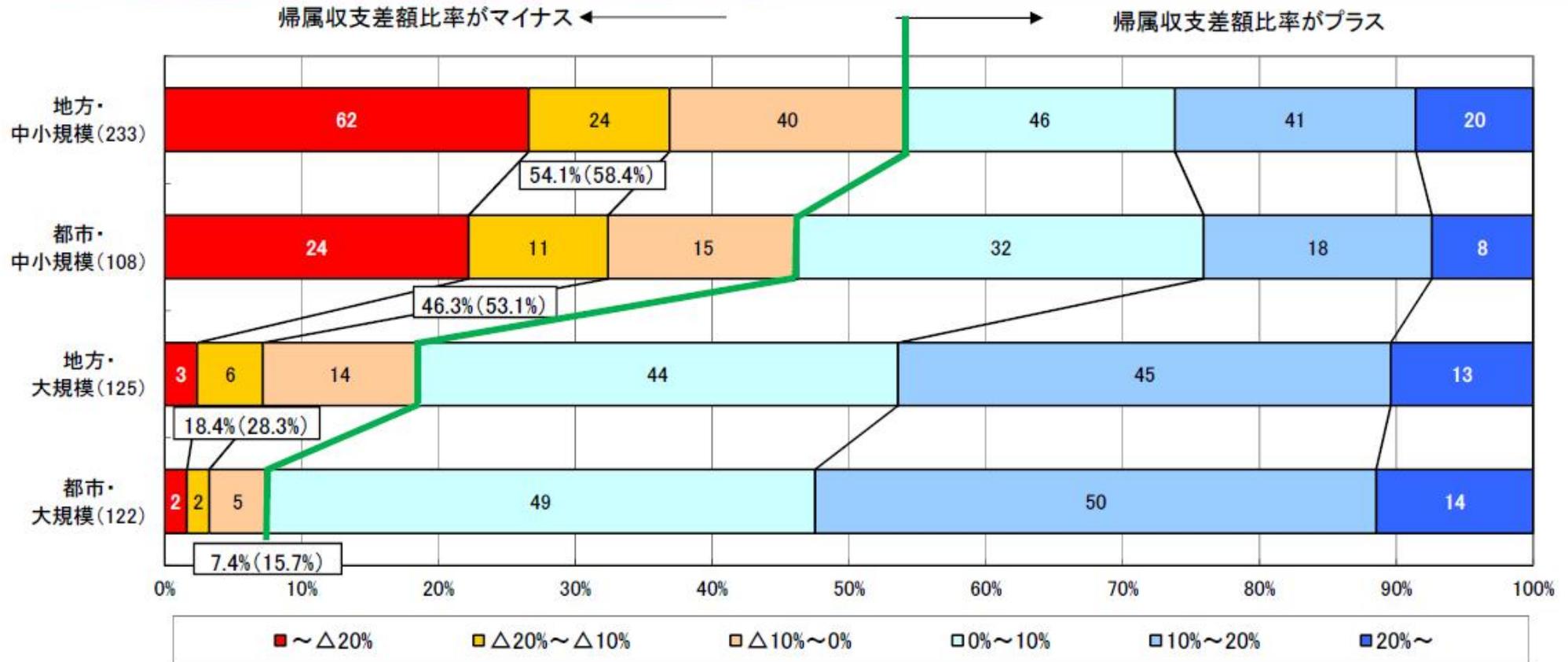


# 学校部門(大学・短大・高等学校)の帰属収支差額比率(マイナス)の推移



# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。  
 ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

・都市：政令指定都市、東京23区

・地方：上記以外

・大規模：在籍学生数が2,000人以上

・中小規模：在籍学生数が2,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ □ は帰属収支差額比率がマイナスの割合で( )は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	233	39.6	201,153	9.7
都市・中小規模	108	18.4	93,490	4.5
地方・大規模	125	21.3	685,285	33.2
都市・大規模	122	20.7	1,083,440	52.6
計	588	100.0	2,063,368	100.0

## 2. 大学改革を巡る議論

## 【政府の行政プログラム】

- 教育振興基本計画(平成25年6月11日閣議決定)
- 経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)(平成26年6月24日閣議決定)
- 日本再興戦略(改訂2014)(平成26年6月24日閣議決定)(※産業競争力会議での議論を踏まえ)

## 【大学改革を巡る提言】

- 教育再生実行会議
  - ・「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」(平成25年2月26日)
  - ・「教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)」(平成25年4月15日)
  - ・「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日)
  - ・「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)
  - ・「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(平成26年7月3日)
- 自民党 教育再生実行本部(第二次提言)(平成25年5月23日)

## 【中央教育審議会等】

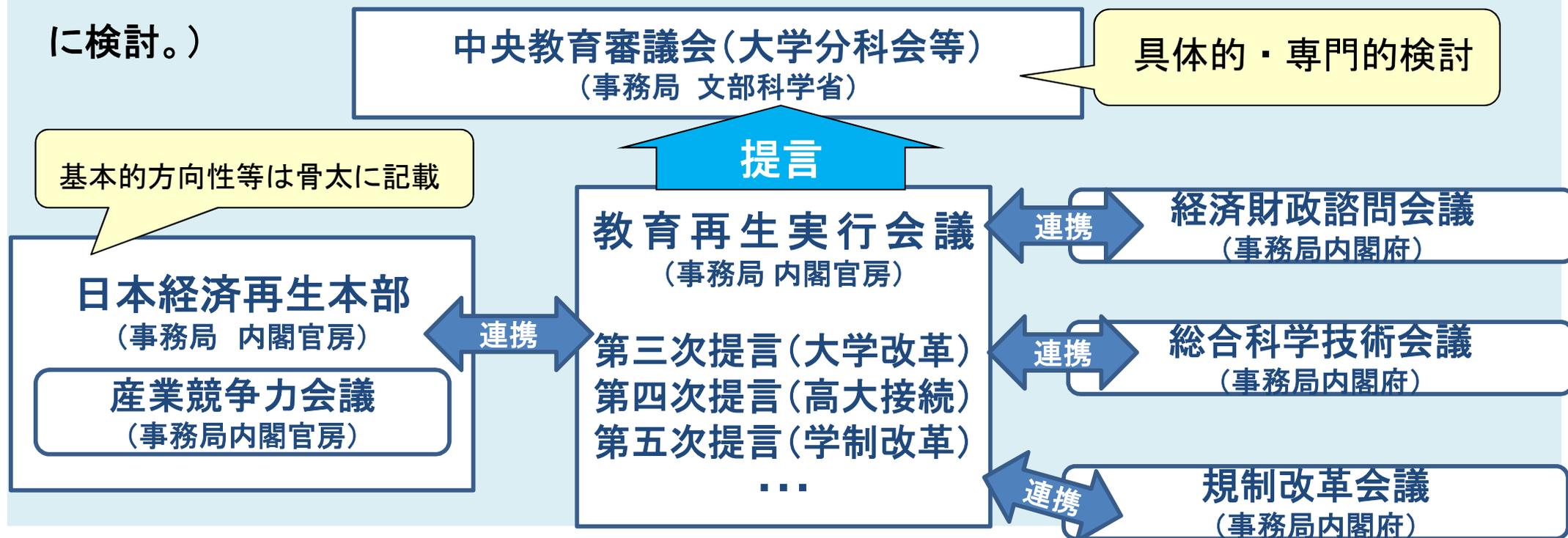
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)
- 中教審「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」(平成24年8月28日)
- 「大学改革実行プラン」(平成24年6月文部科学省)
- 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会(平成25年2月4日報告)
- 中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月12日)
- 中教審高大接続特別部会「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について(答申(案))

# 教育再生実行会議・中央教育審議会等の位置づけ

○大学にかかわる議論は、これまで文部科学省に置かれる「中央教育審議会」(主に大学分科会)での議論が中心。

○文部科学省は、24年6月に「大学改革実行プラン」を公表。

○安倍政権(24年12月発足)では、教育再生担当大臣(下村文部科学大臣)の任命のほか、下記諸会議を内閣官房等に設置。大学教育改革等関連について、教育再生実行会議でその検討。(検討の大きな方向性を提言。具体的な在り方等については、中央教育審議会で専門的に検討。)



## 大学改革・高等教育改革を巡る様々な議論・論点(キーワード)(1/3)

- 学生の主体的な学びの確立に向けた、大学教育の質的転換
- 大学等の質の保証
- キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度専門職業人の充実・強化
- 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化
- 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化
- 地域社会の中核となる高等教育機関(COC)の推進
- 大学におけるガバナンス機能の強化
- 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)
- 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた設備整備

○学生の主体的な学びの確立に向けた、大学教育の質的転換

学生の主体的な学修を促す学士課程の質的転換、組織的・体系的な教育課程への転換、  
教学マネジメント改革、  
高校教育と大学教育の接続や連携、達成度テスト(基礎レベル、発展レベル)

○大学等の質の保証

認証評価制度の改善充実(学修成果重視、重点機能)  
大学の質保証に係る全体的システム、  
大学編入学資格の弾力化(高校専攻化、能開大学校)  
大学ポートレート

○キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度専門職業人の充実・強化

実践的教育プログラム、オーダーメイド型教育プログラム  
理工系人材育成戦略、ベンチャー支援ファンドへの大学出資  
社会人の学び直し機能、  
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化  
法科大学院教育の改善、

○大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化

## 大学改革・高等教育改革を巡る様々な議論・論点(キーワード)(3/3)

### ○外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

海外大学の教育ユニット誘致、スーパーグローバル大学、世界大学ランキング、  
大学入試へのTOEFLE等の活用、  
ジョイントディグリー、ダブルディグリー、教育組織の共同設置、  
秋入学・クォーター制等学事歴の柔軟化  
国際化の観点からの大学・大学院入学資格の緩和(12年・16年の課程)

### ○地域社会の中核となる高等教育機関(COC)の推進 地域の人材ニーズ

### ○大学におけるガバナンス機能の強化

教授会の役割明確化、学長のリーダーシップ、学長を補佐するスタッフ機能の強化

### ○大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)

短大の機能別分化、高等教育のファーストステージ機能、

### ○大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた設備整備

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成26年6月20日法律第88号)

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

#### <副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

#### <教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

#### <学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

#### <経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

#### <教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

#### <その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

平成27年4月1日

### 3. 私学関係予算(平成26年度、27年度(概算要求))

# 平成26年度私学助成関係予算の概要

平成26年度予算額:4,357億円 (38億円増)

## 私立大学等経常費補助 3,184億円(9億円増)

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

### (1)私立大学改革総合支援事業(下記的一般補助及び特別補助の内数)(144億円)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

### (2)一般補助 (2,762億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

### (3)特別補助 (422億円)

我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。

- ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
- ・社会人の組織的な受入れへの支援
- ・授業料減免等や学内ワークスタディの充実 等

### 〔復興特別会計〕(47億円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 46億円(1億円増)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。

### ○私立大学等改革総合支援事業 (46億円)

私立大学等経常費補助と同じ。

※ この他、災害復旧関係費 5億円

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,040億円(18億円増)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対し補助する。

### (1)一般補助 (899億円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。

### (2)特別補助 (114億円)

各学校の特色ある取組を支援。

- ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、
- ・学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における預かり保育、障害のある幼児受入れ 等

### (3)特定教育方法支援事業 (27億円)

特別支援学校など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援。

## 私立学校施設・設備の整備の推進 87億円(10億円増)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

### (1)耐震改築事業【新規】(60億円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建替え)事業を創設。

### (2)教育・研究装置等の整備 (27億円)

### (3)私立大学等改革総合支援事業(上記の内数)

私立大学等経常費補助と同じ。

### 〔財政融資資金〕(367億円)

### 〔復興特別会計〕(50億円)

特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。

- 私学助成は、
  - 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について、学生数・教員数等に応じて配分される「**一般補助**」
  - 社会の動向や政策的な方向性等を踏まえ、特定分野・課程等に係る教育の振興を図るため、各大学等の取組実績に応じて、選択的・重点的に配分される「**特別補助**」
  
- 特に、「特別補助」のメニューは、いわば、社会の動向や大学改革の動向等から、大学等に取組が求められる「メッセージ」のリスト。これらを見渡すための論点のインデックスとして機能。
  
- このため、各大学等においては、これらを参考にしつつ、各大学が置かれている現状・状況等に照らし合わせ、自らに求められている取組や、改善・改革を検討し、またその実行の契機とすることが期待される。

## 特別補助等のメニュー（⇒大学の課題・論点のリスト）

### ○私立大学等経常費補助(特別補助) (平成27年度概算要求における新規・拡充項目)

- ◇ 地方の職を支える人材育成
- ◇ 社会人の学び直しニーズへの対応
- ◇ 地域課題解決・優れた研究開発機関への支援
- ◇ 授業料減免等の充実
- ◇ 私立大学等経営強化集中支援事業(期間限定)

### ○私立大学改革総合支援事業

下記のメニューに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対し、経常費、施設費、設備費により総合的に支援。

#### ◇ タイプ1「教育の質的転換」

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的学修の充実等)

#### ◇ タイプ2「地域発展」

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等

#### ◇ タイプ3「産業界・他大学等との連携」

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究

#### ◇ タイプ4「グローバル」

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化

### ○耐震改築事業

学校施設の耐震化等防災機能の強化、耐震改築(建替え)事業を支援

○ なお、そのほか、国公私を通じた競争的資金として、

### ◇大学教育再生加速プログラム(AP)

課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」「基礎的汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、大学・短大が教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境整備を支援。

○テーマ1 アクティブラーニング

○テーマ2 学修成果の可視化

○テーマ3 入試改革・高大接続

○テーマ4 長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)(27年度新規要求中)

※ これまでの大学等が行った教育改革の取組状況について、事前に設定した基準を「申請要件」とする。(→これまでの取組の延長上・発展上の取組を促す。)

### ◇地(知)の拠点大学による地方創成事業(知の拠点COCプラス)

全学的に地域を志向する大学・短大等が、自治体や地域の中小企業等と連携し、それぞれの地域が抱える課題(ニーズ)を解決するため、新産業・雇用創出等に資する具体的な地域定着・還元型の教育・研究・社会貢献を支援。

①グローバル化貢献型

②地元とどまり促進型

③地域コミュニティ再生型

### ◇理工系プロフェッショナル教育推進事業

大学等と産業界の双方のコミットメントのもと、産業界出身の実務家教員による授業や産業界の課題解決などを実施する実践的なプログラムを開発し、当該産業界に必要な人材を輩出する職業教育システムを構築する。

### ◇スーパーグローバル大学等事業

### ◇大学の世界展開力強化事業

:

# 人口減少に対応した私学助成の実現に向けて

## 人口減少下にある私立大学を取り巻く現状

2020年度頃を目途に、18歳人口が急激に減少。また、人口移動が集中するのは大学進学時及び就職時。

(平成22年度(2010):122万人 → 平成32年度(2020):117万人 → 平成42年度(2030):101万人)

▲5万人減

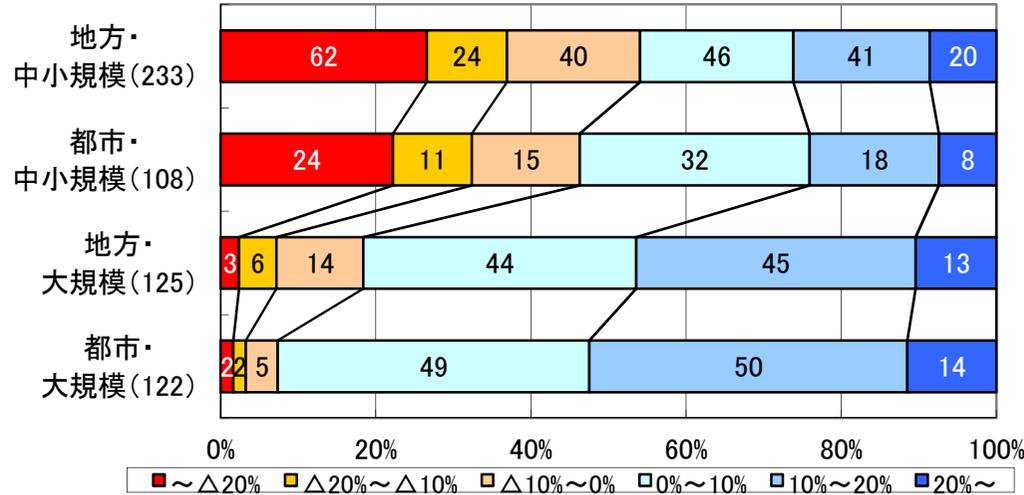
▲16万人減

大学の約8割を占める私大の教育研究の質向上や経営基盤強化に、一刻の猶予も許されない。

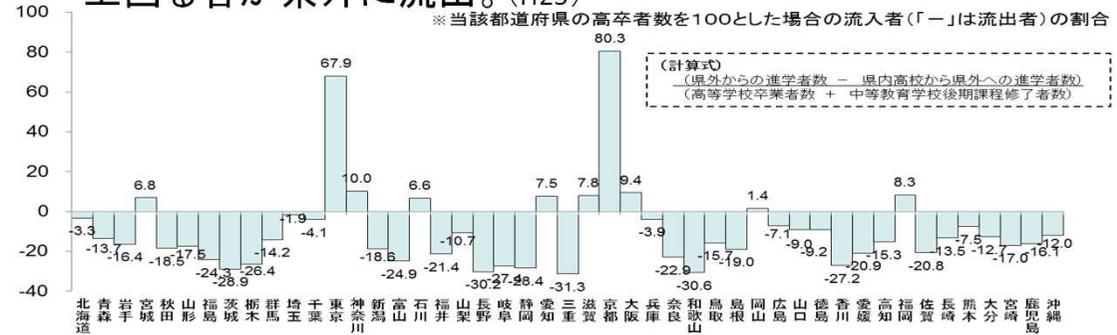
私大が人口減少に対応した大学改革を先導できるかが、今後の我が国の高等教育の浮沈を左右する。

○地方中小私大(23区・政令市除く、学生2000人未満)の収支状況は半数以上が赤字傾向であり、厳しい経営状況。

(参考) 帰属収支差額比率の分布(H24) (%)



○37道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出。(H25)



※特に留意すべきは、こうした地方中小私立大学は、地方の人材育成など、**地方創生に極めて重要な役割を担っている点。**(別添参照)

※地方の高等教育機関が廃れば、今後も地方から人口流出する構造に拍車がかかり、東京など大都市への人口流入が加速するおそれ。**この悪循環を断たなければならない。**

○地方も含めた私大の平成25年度初年度納付金は低下。

(参考) 私立大学等入学者に係る初年度学生納付金の状況

H24:131万6千円 H25:131万3千円

▲0.3%減

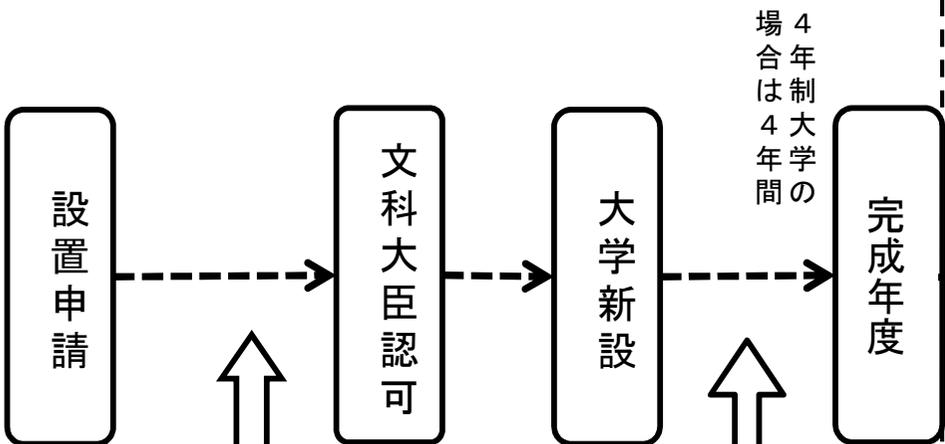
地方中小私立大学等がバタバタと「倒産」すると、大都市への人口移動に拍車をかけることとなり、地方における高等教育機会確保や地方創生の観点から断固回避すべき。**急激な人口減を迎える前(2020年度まで)に、大学内・大学間でのスピード感ある経営改善を進め、地方に高度な大学機能集積を進める取組が、最も必要。**

2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として設定し、特に**教育研究改革や経営改革を断行する地方の私立大学等に対し、私学助成による重点的支援を実施するため、私学助成の充実が必要。**

## 4. 私学運営・学校法人運営の適正化について

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

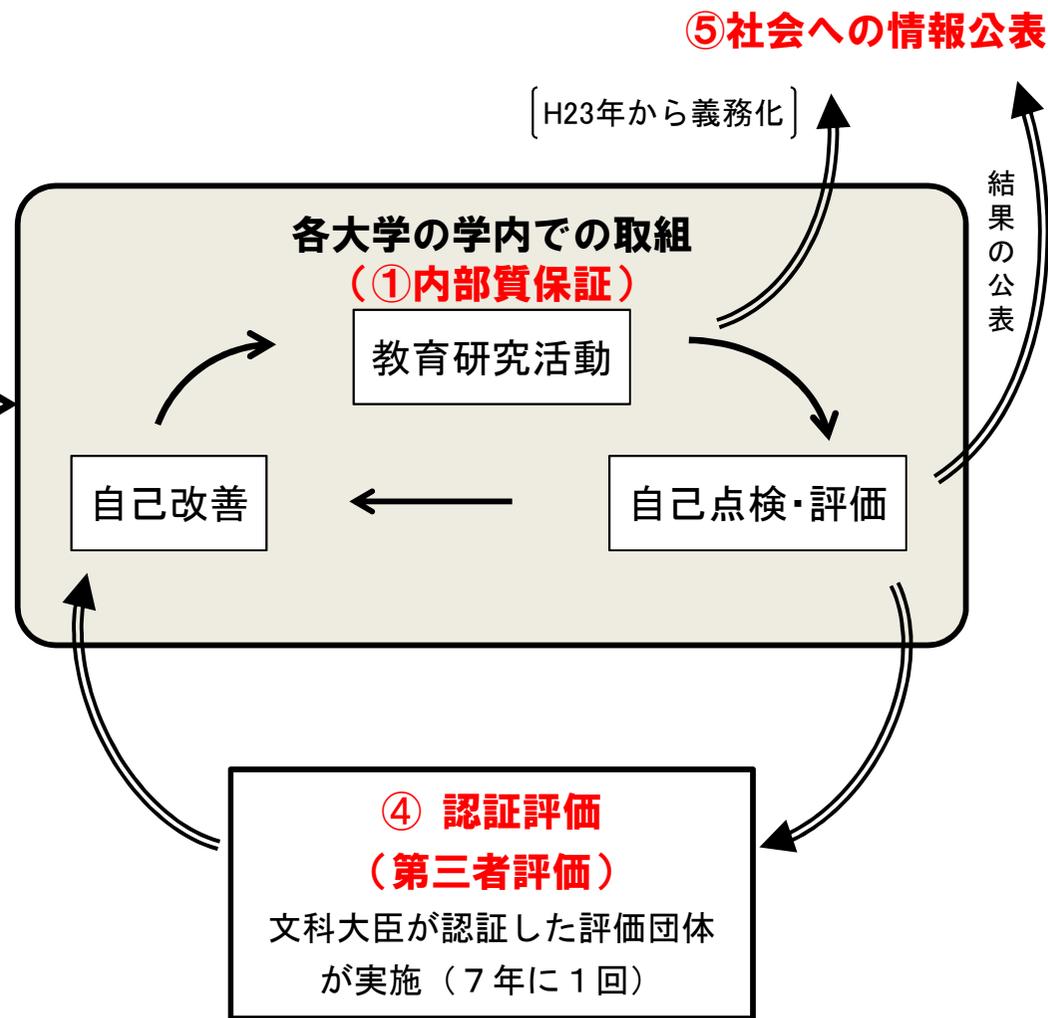
## 【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



**② 設置認可審査**  
大学設置・学校法人審議会による審査（ピア・レビュー）

認可後のフォロー  
設置計画の履行を  
チェック

## 【恒常的な質保証】

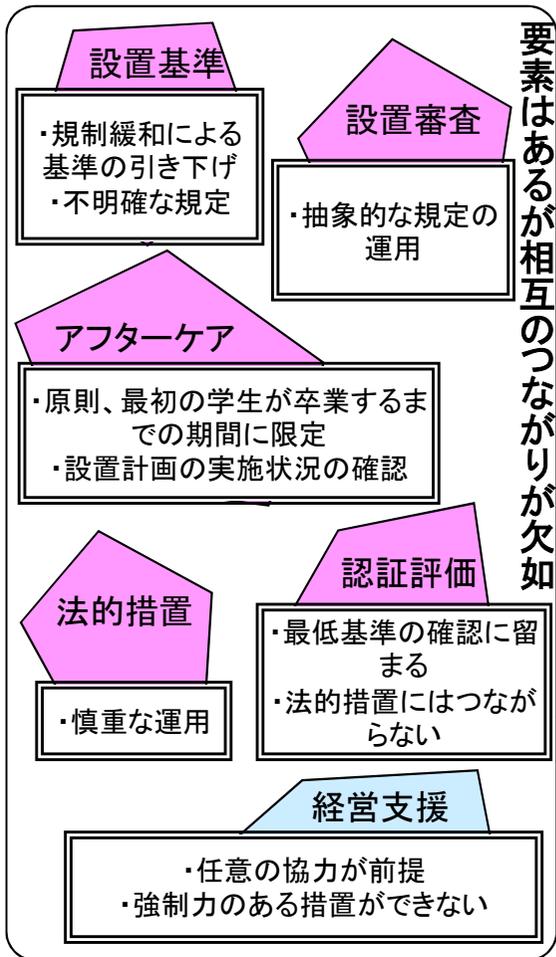


## ③ 大学設置基準

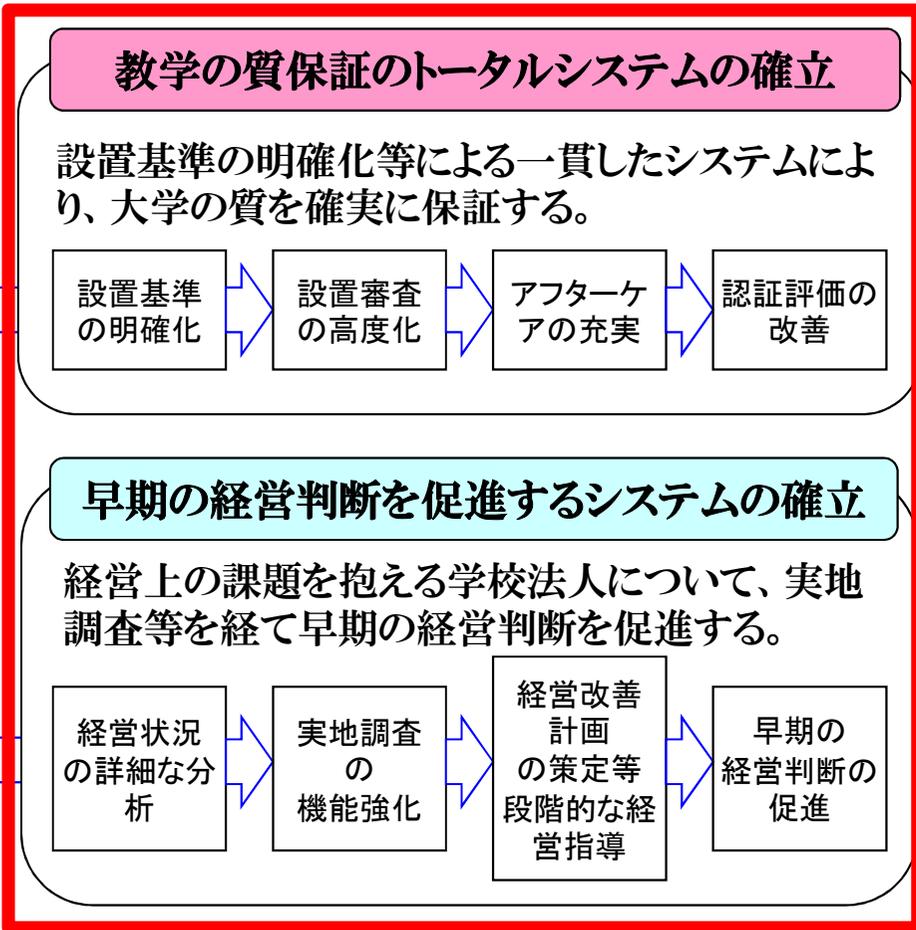
教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 設置認可後の質保証システムについて

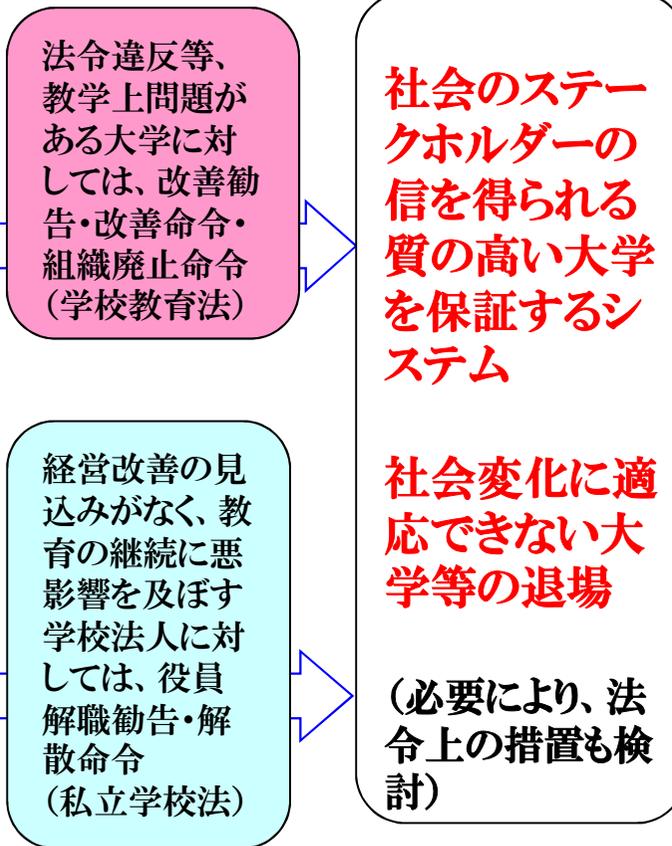
## これまでの取り組みと課題



## H26年度から直ちに実施



## H26年度以降実施・検討



メリハリある私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。  
 →教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

## 私大・短大の募集停止、再編・統合

	募集停止		再編・統合
	大学	短大	
15-19年度	2大学	30短大	0校
20-24年度	8大学	25短大	11校

慶應大・共立薬科大  
 関西学院大・聖和大  
 上智大・聖母大  
 など

## 設置認可後の質保証システムについて

◇ 教学の質保証のトータルシステムの確立

◇ 早期の経営判断を促進するシステムの確立

1. 経営状況の詳細な分析

① 経営判断指標の精緻化

② 学校法人会計基準の改正（約40年ぶりの改正）

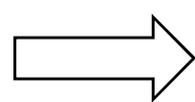
③ 学校法人の財務情報等の公開

2. 実地調査の機能強化

3. 経営改善計画の策定等段階的な経営指導

④学校法人運営調査の実施

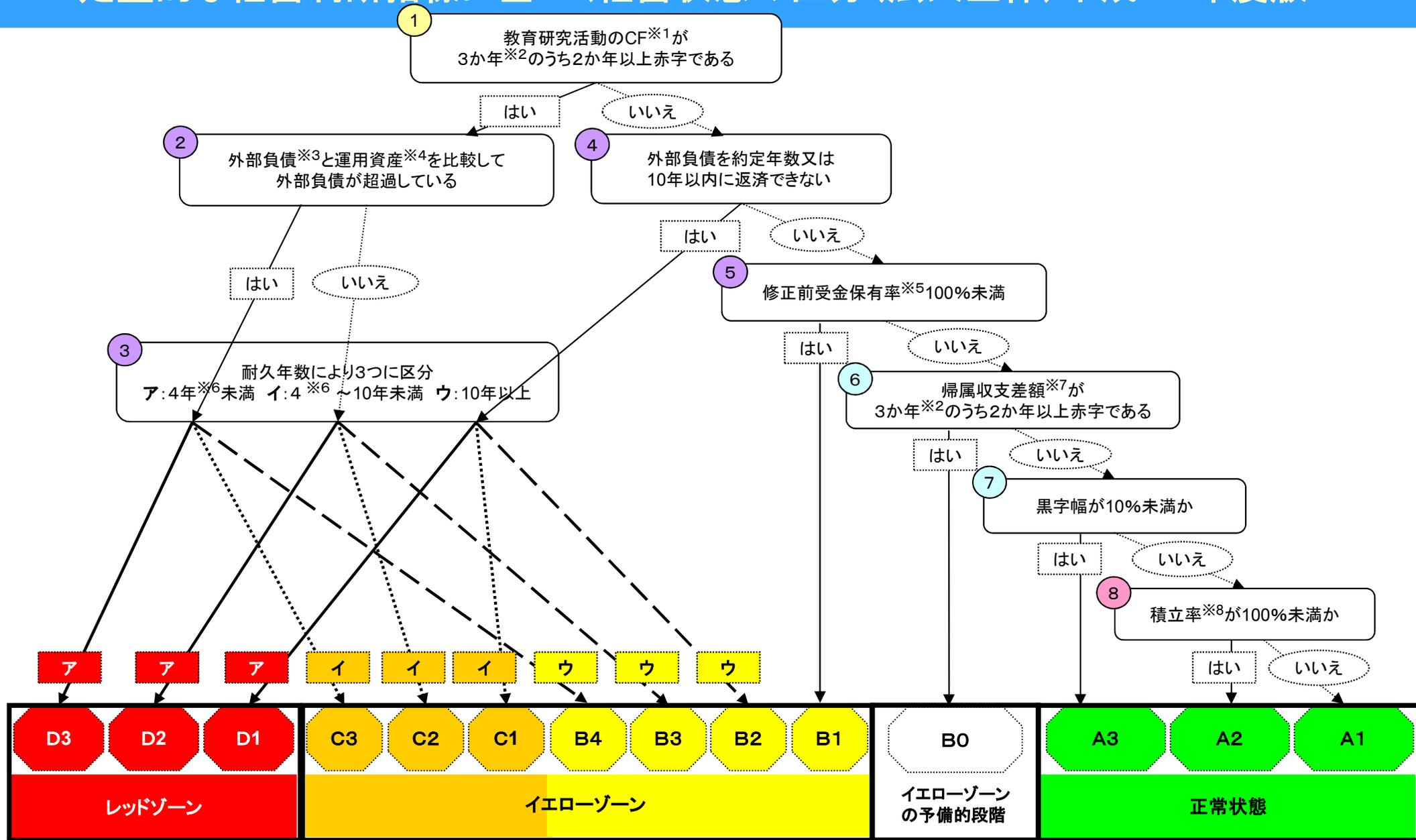
4. 早期の経営判断



重大な問題について、自らのによる改善が見込めない場合について、法令による改善

⑤私立学校法の改正

# 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成25年度版



※1: 教育研究活動のCF=教育研究活動CF収入(学納金収入+ 前受金収入- 前期末前受金+ 手数料収入+ 一般寄付金収入+ 補助金収入(施設除く)

+ 資産運用収入+ 事業収入+ 雑収入)- 教育研究活動CF支出(人件費支出 + 教研費支出+ 管理経費支出+ 借入金等利息支出)

※2: 3か年とは、一昨年度、昨年度の決算実績及び今年度決算見込みの3か年を指す

※3: 運用資産=現金預金+有価証券+特定預金(資産)

※4: 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金

※5: 修正前受金保有率=運用資産÷前受金

※6: 原則として修業年限を基準に設定する。例えば、大学法人の場合は「4年」、短期大学法人の場合は「2年」となる

※7: 帰属収支差額=帰属収入-消費支出

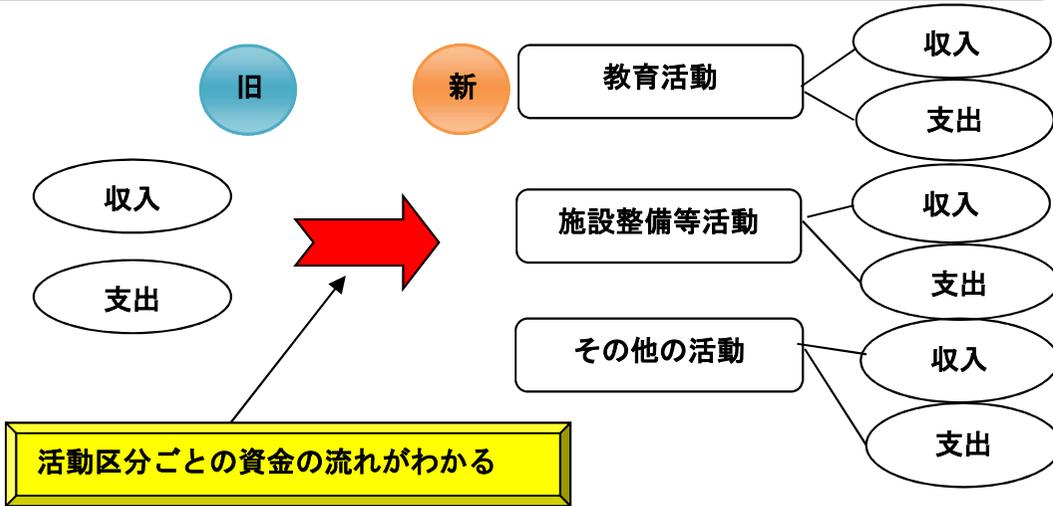
※8: 積立率 = 運用資産÷要積立額(減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金)

# 学校法人会計基準の改正について

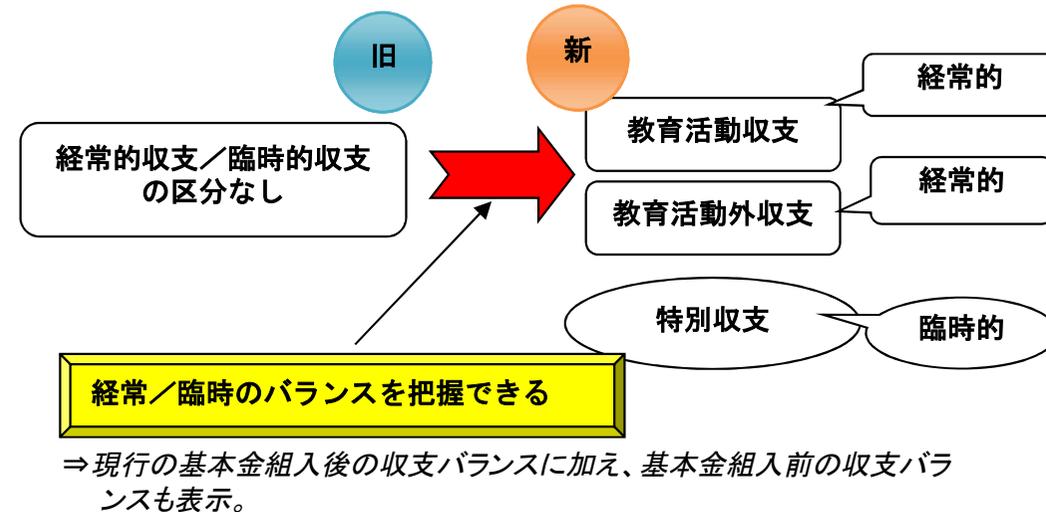
平成25年4月22日 改正省令公布

私立学校の特性を踏まえた学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持しつつ、学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう改正。

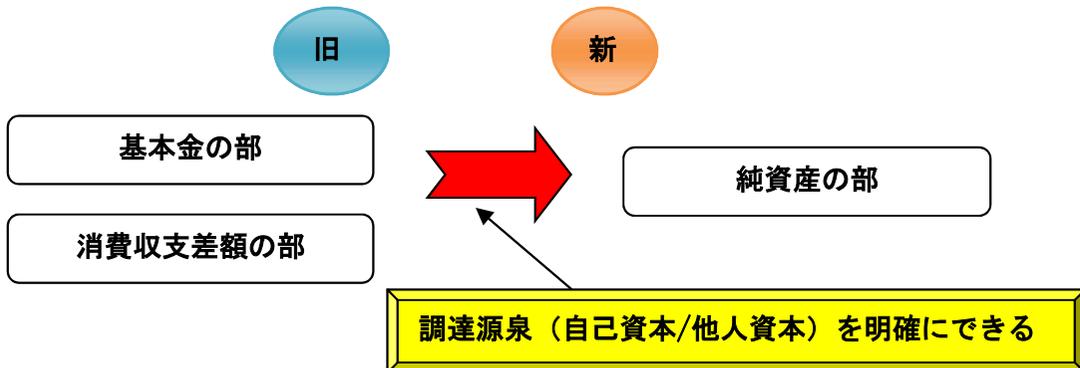
資金収支計算書に、新たに「活動区分資金収支計算書」を作成



「消費収支計算書」→「事業活動収支計算書」



「貸借対照表」で純資産の部を表示



## 施行・スケジュール等

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類から適用  
→ 計算書類は予算と決算を対比する様式で作成するため、平成27年度の予算段階から新基準への切替えが必要
- 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類から適用

(参考資料)

改正省令・通知・研修会資料は以下の文部科学省ホームページに掲載されています。

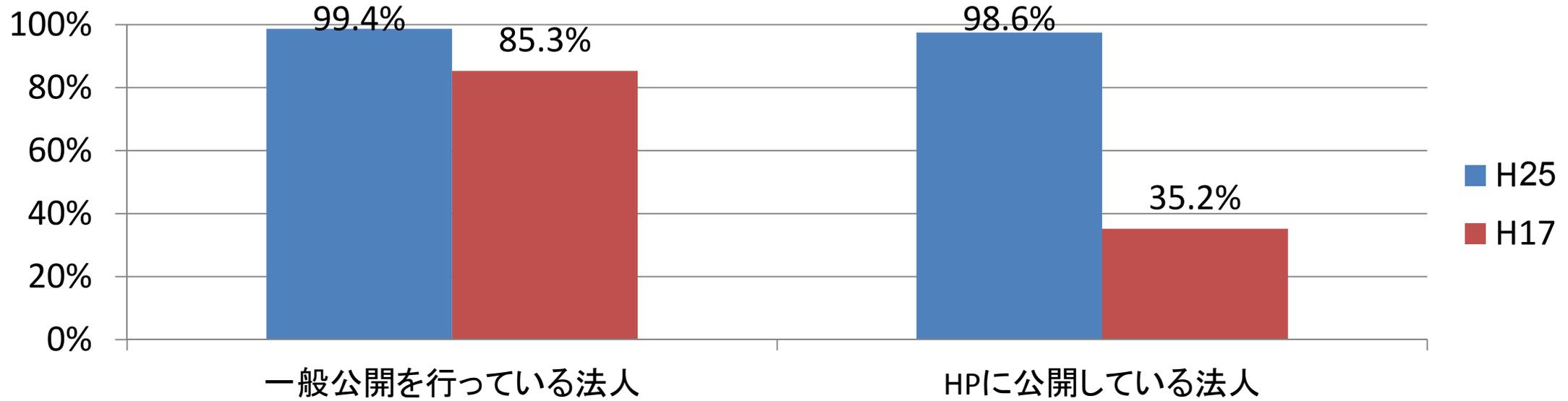
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm))

また、実務上の取扱い等（実務指針）についても、日本公認会計士協会において、1月14日付で公表されています。

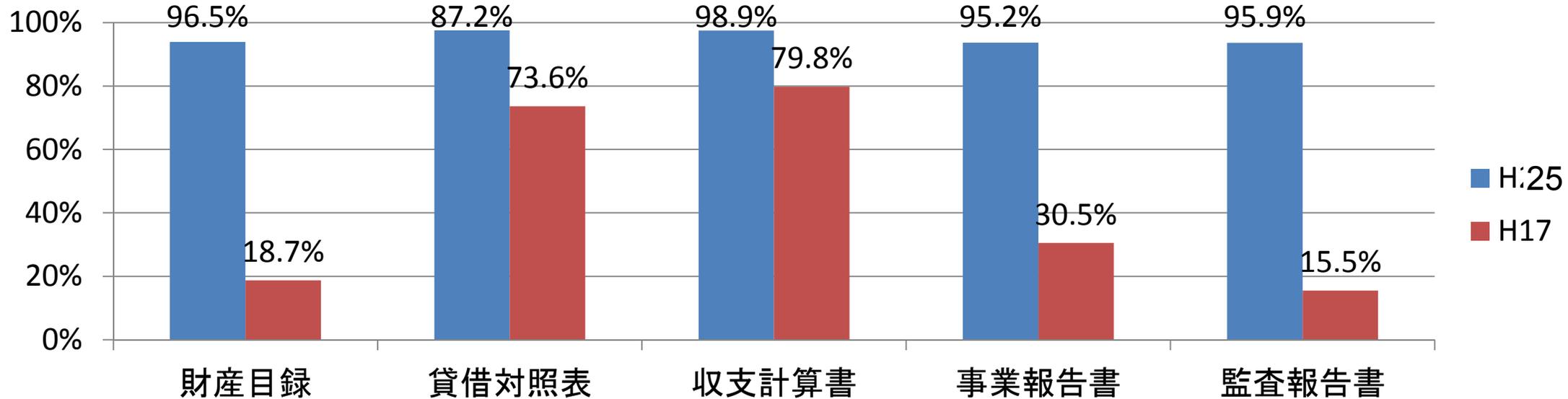
([http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/45\\_4.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/45_4.html))

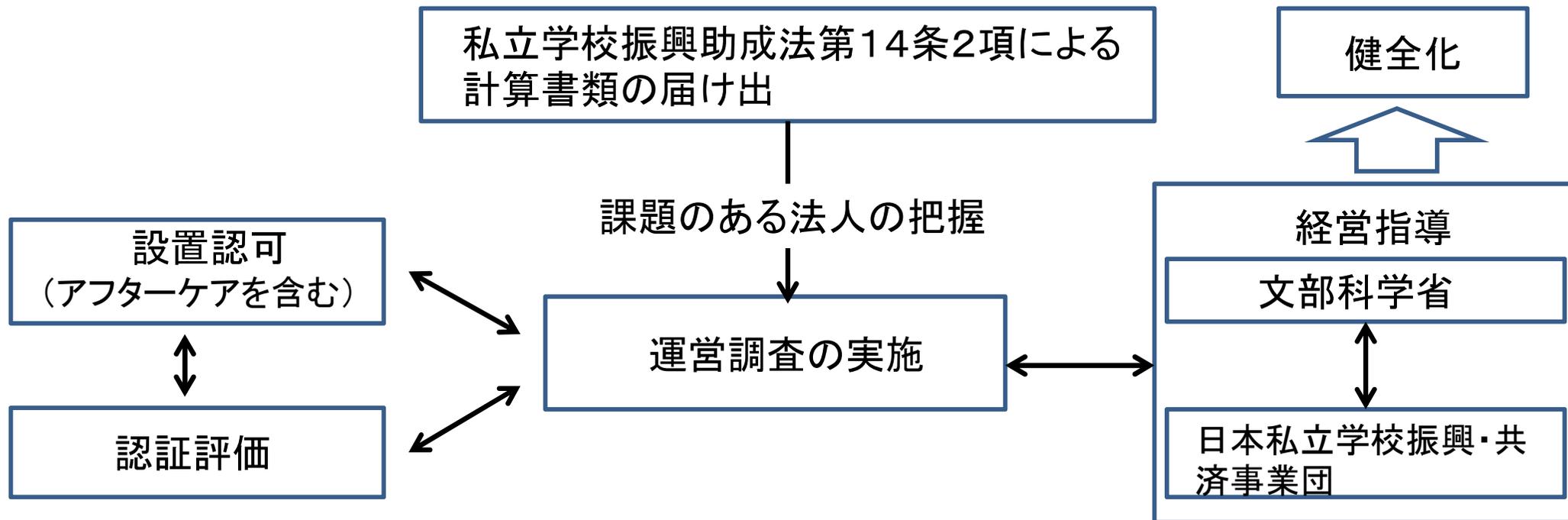
# 学校法人(文部科学大臣所管法人)の財務情報等の公開状況について(平成25年度)

## (1) 一般公開の状況



## (2) 一般公開の内容





### 学校法人運営調査委員による運営調査の実施

- 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的。
- 運営調査事項
  - ・ 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること。
  - ・ 学校法人の財務に関すること。
  - ・ その他学校法人の業務の執行状況等に関すること。
- 運営調査の方法等
  - ・ 学校法人運営調査委員及び事務官をもって、書類審査、実地調査等の方法により実施。
  - ・ 運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導助言すべき事項を当該学校法人に対して通知。

# 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）の概要

## 1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 2. 概要

### (1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員<sup>の</sup>解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員<sup>の</sup>解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

### (2) 立入検査の規定の整備

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人の業務・財産の状況に関し、学校法人の事務所等に立ち入り、検査すること等ができる。

### (3) 忠実義務規定の明確化

学校法人の理事は、法令の規定及び寄附行為等を遵守し、学校法人のために忠実に職務を行わなければならないことを規定。

## 3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

#### 4. 改正のイメージ

赤字の措置を新たに設け  
異例の事態に適切に対応

学校法人の運営が法令等に違反している疑いや、  
著しく不適正である疑い

立入検査

役員に対する忠実義務

法令等の違反が判明

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員への解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員への解任勧告

運営改善

学生保護

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会からの意見聴取

解散命令

平成26年10月24日  
学校法人監事研修会

# 私学行政の現状・動向と課題 (監事制度の概要を含め)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN